
平成18年 第4回 築上町議会定例会会議録（第4日）

平成18年12月14日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成18年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（25名）

1番 塩田 文男君	2番 工藤 久司君
5番 白石 隆則君	6番 田村與四郎君
7番 吉元 一也君	8番 西畠イツミ君
9番 小林 和政君	10番 塩田 昌生君
12番 竹本 眞澄君	13番 田村 兼光君
14番 宮下 久雄君	15番 丸山 年弘君
17番 平野 力範君	18番 高島 末吉君
19番 成吉 瞳奎君	20番 辻上 浩君
21番 武道 修司君	22番 神下 忠君
23番 中島 英夫君	25番 川端 政廣君
26番 信田 博見君	27番 吉元 成一君
28番 吉元 實君	29番 有永 義正君
30番 西口 周治君	

欠席議員（5名）

3番 山中 正治君	4番 金澤 久芳君
11番 繁永 隆治君	16番 田原 親君
24番 岡田 信英君	

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

書記 西畠 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	平岡 司君	会計課長	川崎 道雄君
農委事務局長	大田 隆君		
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	神崎 一貴君
監査室長	吉留 康次君	建設課管理担当補佐	久保 澄雄君
審議官	片山 益朗君	審議官	田村 秀吉君
審議官	安田 美鈴君	審議官	舟川 忠良君
審議官	小林 實君		

質問者	質問事項	質問の要旨
武道 修司	1. 住宅の入居条件について	①住宅の入居条件の中に、町内に3ヶ月以上の住居とあるが、どのような理由で始めたのか。
	2. 椎田中学校の運動場について	①椎田中学校の運動場は、昨年全面の表土の入替え工事をしましたが、現在工事をしているのは、どのような工事か。
	3. 米軍再編問題について	①米軍再編問題において、現在の町長の考え方と今後の行動等について。
宮下 久雄	1. ゴミ処理場について	①経費がかさんでいるが、改善策を考えるべきではないか。
白石 隆則	1. 談合問題について	①築上町の談合防止策は。
	2. 国民健康保険税について	①負担増による収納率の状況は ②町独自の減免制度を
	3. 教育問題について	①現状と今後の取組みについて
工藤 久司	1. 小中学校の現況を問う	①その後の中学校の状況と今後の対策について ②不登校、いじめの問題等の現状はどうなのか。 ③給食費の未納等の現況は
	2. 企業誘致について	①企業立地課を設置し誘致活動を展開していると思うが、進捗は。
西畑イツミ	1. 住民税増税にかかる予算の使い方について	①税収増分は住民の暮らし、福祉教育にあてられないか。
	2. 築城基地について	①通信訓練の内容について ②無線中継地は選定されたのか。
	3. 教育問題について	①数値目標や教育評価制度でいじめはなくなるのか。 ②加配教員の実態について ③学力テスト実施で学力向上するのか。 ④放課後、子どもプランで学童保育はどうなるのか。
辻上 浩	1. 後期高齢者医療制度について	①町の対応等について

午前10時00分開議

○副議長（吉元 實君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は25名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○副議長（吉元 實君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は、きのうに続き議員からといたします。21番、武道修司議員。武道君。

○議員（21番 武道 修司君） おはようございます。本日トップバッターということで、本来なら2番目ということになってたんですが、1つ繰り上がってトップバッターになりましたので、頑張っていきたいと思いますんで、どうぞよろしくお願ひいたします。

通告どおり順番で質問をさせていただきたいなというふうに思いますので、誠意のある回答をお願いしたいというふうに思います。

まず最初に、町営住宅の入居条件の中で、合併前というか、合併後もすぐにはなかった条件が、ことしの4月以降に条件が1つふえてるわけです。その条件というのは、入居者の条件が「町内に3カ月以上の居住または6カ月以上の在職している者」という文面があります。なぜこういうふうな入居条件がついたのか、その点について説明をお願いをしたいというふうに思うんですが、建設課長はいませんか。あ、補佐、お願いします。

○副議長（吉元 實君） 担当課長。町長。

○町長（新川 久三君） きのうの会計検査で、課長ちょっとまだ呼び出しを受けております。いろんな指摘事項あって、きょう福岡に行っておりますので、補佐から答弁させます。

○副議長（吉元 實君） そういう意味で補佐。

○建設課管理担当補佐（久保 澄雄君） 建設課の課長補佐の久保と申します。武道議員さんの御質問に対してもお答えをしたいというふうに思います。

町営住宅の入居条件の件でございますが、御承知のように、町営住宅の管理条例の第5条におっしゃるように「町内に3カ月以上の居住または6カ月以上在職」というものが設けられております。これにつきましては、今武道議員さんから御指摘がありましたけれども、旧町時代には設けておりませず、合併時、1月からなんですが、4月じゃなくて1月時点から、合併からこの要件を設けさせていただいております。

この理由につきましては、旧町時代に本町は旧町の建てかえ計画において、住宅の建てかえが行われた際に設けておらずに、北九州、京都郡、それから中津方面、こういった方面から多数

の応募がございました。そして、抽選の結果となつたんですけれども、この方たちが多数当選する結果が生まれました。

それで、町内の応募に応じた方々から、町の建てかえ計画については、町の実情に応じて建てかえを進めていってのではないかということで御指摘がありまして、それに対して外部から応募があり、その方たちが当選していくということについては、問題があるんではないかという御指摘もございました。

これにつきましては、町営住宅の親法であります公営住宅法におきまして、その条件の中には設けてはおられないんですが、地域の実情に応じてさつき設けております要件は設けることができるということになっております。これにまたつきましては、国内、または県内におきましても、近隣においては北九州、苅田、行橋、こういったところでまだかなり多数の、県下集約できていないんですが、過半数以上はまだ地域にこの要件が設けられている実情がございます。

また、私たちといたしましては、こういったことで窓口に住宅の申し込みに来られた方につきましては、窓口で町内に居住されていない方につきましては、県営住宅、それから雇用促進住宅、それから民間という形で、いろんな相談に窓口の方で応じさせていただいております。

こういったことで、町をカバーすると、町の住宅政策をカバーするものとして、県営住宅、それから雇用促進と、そういった住宅もございますので、私たちはそういった事情を勘案しながら、どういった住宅事情にお困りですかということで、窓口の方でも対応させていただいておりますので、そういう住宅の方が来られた場合には、そういうことで対応していくし、今後また今一番困っておるのが、多数抽選に参加して住宅当選しないといった問題も生じております。

そういったことも踏まえて、特例条項ができるないか、要件が取り扱いができるないか、そういうことについて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） それで今理由をお聞きしたわけなんですが、基本的に3ヵ月以上の居住または6ヵ月以上在職ということになると、町の住宅で外部からの受け入れをしないというふうな条件になるわけです。住宅施策の一つの理由の中に、当然住民の困窮等をカバーするという意味もあるんでしょうけど、やはり人口をふやす、町内の人数を特に若い世代をふやしていくという中で、やはりこの住宅施策というのは考えていかないといけない問題だろうというふうに思うわけです。ところが、そういう人たちを受け入れをしないという状況になつてゐます。

当然、県営住宅なり、ほかの紹介をするということがあったとしても、町としてこういうふうな受け入れをしないというのは、ちょっといかがなものなのかななど。

実際に町外の方がたくさんあつたというふうな話なんですが、町外の方がこの築上町に入つて

きて、人口がふえるということは、喜ばしいことじやないかな。条件としてほかにも要件がありますので、その中でやはり適正なのかどうなのかという判断がつけば、私は問題はないんじやないかなと。町外の方がこの町に住みたいということは、喜ばしいことじやないのかなというふうに思うんですが、その点について町長の考え方をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には補佐が言ったとおりでございますけど、いわゆるこの築上町に住んでおる方の住宅事情を調査しながら、住宅が足りないという状況で住宅を建てるのが、公営住宅は本質はそういうものでございます。人口をふやすために公営住宅を建てるんじやないと。人口をふやすためには、分譲地をふやすなり、マンション誘致をするという形でやらなければいけないんではなかろうか。

やはり公営住宅というのは、低所得者向けのいわゆる家賃、家を確保するということが、この町の住宅政策でございます。だから、あとは県がもう少し県内の住宅事情を調査して、この地域に需要があれば、県営住宅を私はふやしてもらうような方向でということで、県の方には申し入れをしておりますけれども、県の方ではなかなかまだ対応してもらえないとい、こういう状況でございます。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 武道君。

○議員（21番 武道 修司君） それで、基本的に町内のという部分に関して、もともとここに住んでたと。結婚等で住宅がないからということで1回外に出る。例えば豊前市なり行橋市に1回仕事の関係とか1回出てた。ところが、学校にそろそろ小学校なり入るから帰ってきたいと。ところが、実家の方と一緒に住むというのはできないというとき、今度とりあえず住宅に入っておきたいという場合も、この条件からいくと受け入れできない。もともとこの町で生まれて、この町で育って、瞬間的に出た人間、瞬間的に出た人が、帰ってきたいというのにこの町として受け入れをしないというのは、どうなのかなという部分がある。

だから、その条件の中に町内3カ月以上の居住という部分なり、その6カ月以上の在職という部分に、その直近の3カ月という考え方じやなくて、過去にずっとさかのぼって、この町にもともと住んでたよとか、もともとこの町に生まれたんだよとかいう条件の幅を広げるというところは、私はやってもいいんじゃないかなと。

もともとこの町にゆかりのある人間ということになると、もともとその段階では、場合によっては税金も納めてもらつとったかもしれないし、町としていろいろな町に対して、いろんな貢献度もあったかもしれない。そういう人たちをやっぱり受け入れをするという必要性は、私はある

んじゃないかなというふうに思うんですが、町長、その点の回答をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） いろんなケースがあろうと思いますけど、何らかの形でやっぱり入居のいわゆる基準というのを設けなければいけない。3ヶ月という、そういう事情のある方は、やはり3ヶ月でも一緒に同居していただくという、それを実現していただければ、いわゆる抽選ちゅうか、入居申し込みする資格が出てくるという形になろうと思います。

そういう形の中で、原則としては現に今この町内で住宅に困窮している人をやっぱり第1優先にするべきだということで、これが長期間町内に居住しなければという要件という形も考えられますけど、最低3ヶ月はという形になれば、そういう事情の人は、縁故関係のある方は同居もして住宅に入るという形は、私は可能ではなかろうかなと考えておりますし、そういうことでゆかりのある人は、そういう形で優先的には第2優先的には入れたいと思ってますけど、現にやはり住んでいる人を第1優先にすべきだろうと、このように考えております。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） それで、今言われたように第1順位、第2順位という問題があるんでしょうけど、その第1順位か第2順位かって、実際応募したときにわからないわけですよね。1回応募したけど、たまたまなかったと。そのときにまた応募したときに、次は第2順位なのかといつても、なかなかそういうような募集はできないと思うんです。

その点を考えると、この2番目のこの入居資格の部分に関しては、もう少し内容的に緩めるというか、そういうような検討は必要じゃないかなというふうに思いますので、もうここでどうこうやりとりしてもあれなんで、そういう方たちも、もともとこの町にゆかりのあるような方とか、この町にぜひ住んでいただきたい方については、そういうような形でちょっと検討をしていただきたいと。

前向きにやはり町外からも受け入れのできるような町づくりを、やっぱりやっていただいて、そういうような住宅施策とかいうことも考えていくべき、企業の誘致とかそういう部分に関しても、やはり企業も来たいでも住むとこないよって言ったら、やっぱりなかなかいろいろな問題があると思うんです。これはもう行政だけでやる問題じゃなくて、民間にも協力してもらいたいながら当然やらぬといけない住宅施策なんでしょうけど、そういう部分も含めていろんな検討をしていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひいたします。

続いて、次の質問に入りたいというふうに思います。

椎田中学校のグラウンドって、運動場に昨年ですか表土、上の土を全部はいでやりかえ工事をされてた。ところが、先日私が中学校に行ったところ、また違う工事をグラウンドを掘って違う

工事をやってたと。その内容について、なぜ同じところを2回も掘り返してそのような工事をされてたのかを教えていただきたい。これはもう教育長なり担当課長の方でも構いませんので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（吉元 實君） 教育担当課長。

○学校教育課長（中村 一治君） 学校教育課の中村です。武道議員さんの言われている工事は、

11月の初めごろに行われた工事だと思います。この工事につきましては、17年度にグラウンドの改修工事が行われました。しかし、一部に水はけが悪いということで、学校の使用していくときに水はけが悪いということで、当初もうすぐ砂等を入れて対応していたんですけども、根本的に水はけが悪いということがありまして、当初業者の方に速やかに行うようにということで、手直し工事ですね、行うようになっていましたが、今日まで延び延びとなっていた部分の手直し工事でございます。

○副議長（吉元 實君） 武道君。

○議員（21番 武道 修司君） その費用はどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 担当課長、中村君。

○学校教育課長（中村 一治君） 当然、手直し工事ということで、役場の方からの費用は出でおりません。

○副議長（吉元 實君） 武道君。

○議員（21番 武道 修司君） それで、その工事の内容なんですが、当初は上の土だけをはいで、その土の入れかえだけをやってるんですね。そのときに、そのある業者の方からもちょっとお話を聞いたんですけど、暗渠排水といって、その中にパイプを埋め込んで排水をよくしないと意味がないと。上ばっかりを土を入れかえたところで、下の土が水がいっぱいいたまゝ、水はけがつちゅうか、水が出ていかなければ、そのまままたまつたままで上の土だけ入れかえても、意味がないんだというふうなことを聞いたことがあります。

最初の段階でそういうふうな工事の対応というか、その発注をしてない状況と、外側に排水の水路がない。結果的には水が外に出ない。だから、結局すり鉢の中に土を入れて、その中に水を入れたら出ないんですよね。どこかに出るところをつくらないと。そういうふうな状況が私はあったんじゃないかなと。その段階でわからなくて、今の段階になって今暗渠排水ってパイプを埋め込んでいる作業をしている。そのパイプを埋め込むのに、費用が出ていないって今言わたんですけどね、それはどういうことなのかをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 担当課長、中村君。

○学校教育課長（中村 一治君） 当初の17年度につきましては、私ちょっと詳しく設計書等を

見ていないので、答えられませんけれども、現実的に水がそこにうんだ状態ではけ口がないということで、今度の手直し工事には何本かのパイプを入れたということは、担当からは聞いております。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） いや、そしてその何本かのパイプを入れたのはいいんですけどね、その前の段階のときに、そういうふうな発注をしてなくて、今回そういうふうな工事があって、そのパイプを入れたと。その費用はどうなったのかを、その業者が負担をしたんですか。それともそのパイプはどこから出てきたんですか。

○副議長（吉元 實君） 課長、中村君。

○学校教育課長（中村 一治君） 費用については、一切役場の方から出でていませんので、業者が入れたのではないかと思います。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） ちょっとそれ助役の方にお聞きしたいんですけどね、業者の方にそういうふうな無理な注文というか、そういうようなことをさせるようなやり方をやってるんですかね。

○副議長（吉元 實君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） 指名委員会の委員長としてお答えいたします。助役としてもですけど。

この件については、中学校グラウンドは調整交付金事業で行ったわけですけど、大体概算事業予算は2,000万で、工事費が1,800何万ですか。30万という形で、事業内容はつきりしたことは覚えておりませんけれども、表土を入れかえるんじやなくて、やはり縦断ちゅうか、縦横やはり暗渠の工事をしたと思います。

そして、詳しい報告は受けておりませんけども、その部分で暗渠排水が無理だということで、水はけが悪いので、先ほど課長が言いましたように、工事完了後、直ちに手直し工事を命じて、その時期が武道議員が見られた今の時期じゃないかと思っております。

そういうことで、手直し工事の報告はちょっとまだ受けておりませんけど、町から手直し工事ですので、町からそういうお金を払うということはありません。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 武道君。

○議員（21番 武道 修司君） その費用が出ていないということなんですね、ちょっと私がそこで腑に落ちないのが、入札関係私余り詳しくないのでわからないんですけどね、見積もりというか、最初に設計書か何かがあるはずなんです。これ設計するのに設計管理委託料が出てますよね。当時ですね。そこで設計をして、その設計に基づいて見積もりをして入札されるんじや

ないかなというふうに思うんです。

ところが、その見積もりをした段階で、その設計書の中にそれが入ってたのかどうなのか。入っててそれをやってないということなら、それこそこれ完全なこれ業者の落ち度だし、その段階でないのに、今度その手直し工事っちゅうのはどうなのかなというような部分ちょっとある。じやけ、何で同じところをそういうふうになったのかなというふうに思うんですけどね、その原因というのはどこにあるんですか。助役わかれれば教えてください。

○副議長（吉元 實君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） 期限というのはちょっと報告を受けてないんでわかりませんけども、詳しいことはまた委員会のときに報告したいと思います。

○副議長（吉元 實君） 武道君。

○議員（21番 武道 修司君） なぜ私がこういうふうな質問をするかというと、その工事がどうこうっちゅうのは問題じゃない。実際私が水はけ悪いっていうことを合併前に一般質問でして、その水はけをよくしなきゃいけないだろうということで、その工事がどこまでの工事をやるかということとしているわけですね。

ところが、ことしの入学式だったか、卒業式だったかちょっと覚えてないんですけど、そのときに教育長も一緒に行って、水はけ悪いよねと。これはちょっと問題があるよねという話はそのときしたのを、私は記憶にしてるんです。その後に今回の工事があったと。

最初の設計段階で問題があったのか、その工事段階で問題があったのかというとこを、やはりはっきりしとかないと、いろんなやっぱり工事は多いわけですね。町の工事というのは。その中でやっぱり設計は設計でちゃんとやっぱりやってるかといえば、管理を当然しないといけないだろうし、その後に工事ができないということになると、設計管理委託料というか、これそこに費用を出してるわけですね。その管理はどうなったのかという問題も出てくるわけ。だから、その部分で余りにも何かやってることがずさんなやり方になってるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について私は今回あえてこの質問をしたわけなんです。

実際のいろんな工事をやりますけど、その管理委託に関してどのような形で今やられているのか。実際そのようなちょっと問題が出てるっちゅうのは、ちょっとそこらのところの問題点はなかったのかどうかが、ちょっと疑問になりますので、その点町長ちょっとお答えをお願いしたいというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 設計という形で、これ当然設計会社に委託します。そして、施工監理は難しいもんについては、職員でできないものがございますので、これはまた委託をして、同じ設計会社にする場合もあるし、また新たな監理を違う設計会社にする場合もございます。そういう

形の中で、今回の場合は多分職員の管理じゃなかったかなと思いますけど、施工監理。だから、この設計でも少しあはやっぱり不備のあるところが出てきます、実際ね。そしたら、業者もこの設計工事じゃおかしいよということで、設計変更の申し入れを当然してもらわなきゃいかん状況もございます。

そういう形の中で、基本的には水はけを、運動場の水はけをよくするという工事でございますし、そして最終的に工事したけれども、はけが悪いという形になって、業者の方もじやあ手直しましょうというような形で、私は手直し工事をやっていただいたというふうに、私も余りこの件聞いてないんですけど、最近しか聞いてないんですよ。そういう形の中で、業者と町との話で手直していきましょうという話になったんじゃないかなと思いまして、それはそれで、そこでプラス要るようなことになれば、若干そりや差は出てくると思います、実際。手直しの範疇と同工の部分というのは。

しかし、業者の方で多分もう手直しでいいですよという考え方で工事をやっていただいているというふうに理解しておりますんで、それはそれで業者が多大な負担がかかるという形になれば、この同工の申し入れをしてもらえば、それはそれで検討してやるという形になると思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） 今の問題点については、そういうような形でなってるのか、これ助役の方で1回確認をしどってください。余りにも行き当たりばったりのようなことでやると、ちょっとやっぱ問題もあるだろうし、今後やっぱり工事自体が、たまたま今回費用が出てないんで、二重ということになりませんけど、工事をした上にまた工事をやるというと、基本的には二重の費用が出ていくような状況になるわけです。

だから、そのところをやっぱりその設計の段階にても、その監理の段階にても、やはりちゃんとしとかないと二重に費用が出ていくようなことがあったときは、ちょっと問題じゃないかなというような点がちょっとありましたので、当然今後気をつけて、そのような展望で注意してやっていただきたいなというふうに思っております。

それで、内容については委員会のときまで構いませんので、ちょっと調べて報告していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、米軍の再編問題について質問させていただきたいというふうに思います。

今、町長はもう受け入れをするというような表明をしているわけなんですが、条件闘争というか、条件を聞きながら最終的に受け入れというふうな方向を出されているわけなんですが、議会の方は基本的に受け入れをしないという方向を、その決議をして、国の方にも出してるわけ。町執行部と議会との考え方方が違うと。基本的にはこれ町執行部と議会が同じ方向性で進んでいかない

いと、いろんな弊害というか問題も出てくるんじやないかなと。

先日、新富町の方からも視察にこっちに来られたときお話を聞いたら、何か新富町も同じような状況があると。議会の方は反対してるんだけど、執行部が前向きな話、条件闘争をしているというふうなことで、うちの町も今現在そういうような状況進んでいるわけなんですが、町長として先日からちょっとお話をの中で、具体的な回答がないから「イエス」の返事をしてないというようなことを言われたんですけど、その具体的な話で、どこまでのことを町長としてしてもらえば、「うん」と言うのか。「イエス」と言うのか。それをちょっと一度お聞きしたいなと。

そういうふうな町長の考え方を、なぜ議会の方に相談をしないのか。自分はここまでしてもらつたらいいんだよとか、ここまでしてもらつたら「イエス」と言おうと思ってるけど、議会はどうなんだろうかとか、なぜそういうふうな相談をされないので、ちょっとそこら辺がこれは米軍の問題ってやっぱり大きな問題なんです。

執行部が勝手に決めて、いいか悪いって議会にぽんと投げかけるような問題じゃなくて、これはやっぱり一緒になって、町を挙げてやっぱり検討しないといけないっていう内容じゃないかなというふうに思うんですが、その点町長、考え方を教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） これは国の問題であって、基本的には国が決定してくる。そして、地元はこの判断をどうするかという形で、私は町民生活とか、そういうものの影響を考えなければいけないし、しかし私はこれを反対しても、国は来るという判断します。だから、そういうためには、テーブルにつきながら住民生活がいかに守れるか、そしてまた住民が被害を被るための措置を国がいくら、どういうふうに考えてやってくれるかということで、テーブルにつくというふうなことで、これは1市3町で首長会議で合意をしてつこうというふうにしておるとこでございます。

議会は、当然私と反対の立場で、反対という立場に立ってます。だから、今質問のあったような形で、町長はどこまでどうしたらという、この答えについては、まだ定かではございませんし、国がどのような形で米軍再編に向けて地元のことを考えてもらつておるのか、この具体的な国の考え方が出てきてないというふうなことで、私の方からはこの回答は今申すべきではないと、このように考えております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） その回答するべきではないと、今時期ではないということなんですね、先日からいろいろお話を聞いてると、その中身をいろいろと言われてるんです。一つは、その対応変更による交付金の問題を、金額は言ってませんけど、交付金をもらいたいと。

それと、町内全域を防音工事の対象区域にしていただきたい。それと、きのうも言わせてましたけど、平成4年以降の今度の見直しというか、防音対策の対象に平成4年以降もしていただきたい。

具体的なところでいうと、きのうもう話出てたメタセの杜なり、火葬場なりのところを、そこら辺も交渉していきたい。船迫の小学校も何か言わせてましたかね。具体的に言える状態じゃないんだと、時期じゃないんだといいながら言ってるんです。現実的には。それをここまでのことと、こういうような議会の場で公表しろと言ってるんじゃない。なぜそういうふうなことをちょこちょこ話はしてるんですけど、なぜそれを議会に相談をしないのかっていうのが、私は不思議なんです。

何ちゅうかな、問題として明らかに執行部と議会ちゅうのが真反対、もう全然違う方向になってるわけです。そしたら、町長はどうにかやっぱりこっちの方向でいきたいということであれば、いろんな説明なり、状況なりをやはり話をしながら、議会の同意を求めるというのが、普通一般的な筋じやないかなというふうに思うんですけどね、それがそのような形じゃなくて、ちょこちょこ話するけど、今話すべきじゃないとか、何か議会に対して同意を求めようという姿勢がちょっと見えないんですけどね、その流れとして、もう議会は関係ないと、自分で決めればそれでいいんだという考え方方に立たれているのか、それとも議会と相談しながら、これはやっぱり大変大きな問題だから、一緒になってやらんといけんなっていう姿勢であるのか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） この問題は、国と地域の問題という考え方を私はとっています。そういう形の中で、議会は当然絶対反対だという、だから私は国からの話があったときには、議会には報告しておりますし、議会が絶対反対という形の中では、議会の要望とかそういうのは聞くわけにもまいりませんし、そういうことで私1市2町ですか、この中でやはり柔軟な対応といいますかね、現実的な対応をしていくべきだろうというふうな考え方から、町民生活、そして町民の安全、そういうものを考慮しながら、国との話をしてる。

国は、私が反対しても絶対来ます。これは間違いないですね。そういう観点から、私は来てほしくないけれども、やむを得ない国の措置かという考え方で、じゃあどうすればいいかというふうな考え方から行動しておりますし、いくら町長が反対しても、来るものは来るというふうな私は考え方を持ちながら、だから来てほしくないという気持ちはあるんですけど、これは基地のある町としてやむを得ない一定の措置という、この措置も従前の訓練と年4回が、これが回数なしということで56日を守るという考え方でございますんで、私はテーブルについてこの対応変更についての話をしていきましょうと、こんな考え方でございますので、ぜひ武道議員も理解をお

願いしたいと。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） 私今町長に反対をしろって言ってるんじゃない。今その町長の考え方、町長の立場、いろんなことあるでしょう。だから今そういうようなことをとってるというんであれば、それをなぜこういうふうなことで、こういうふうな内容でいきたいんだっていう話をされないのかがわからないって言ってる。

言われないって今質問したら言うし、ところがほかではそういうような話をいろいろとしてるわけ。だから、この場で言わなくても、例えば全員協議会なり、の会議なりを開いて、こういうふうな考え方を自分は持ってるんだっていうことを、もう少し私言うべきじゃないかなと。同意をしてくれ、理解をしてくれって言っても、中身がわからないのに、どう理解せっていうのかなっていう。

だから、中身を話して、こういうふうな考え方方が将来的にこういうふうな考え方があるんだとか、今回の問題については、こういうふうな考え方あるんだとか、やはりいろんなことを、やっぱり町長の考え方をはっきりと言って、理解をしてくれ、同意をしてくれという話になるんじゃないかなと思うんですけどね、そういうふうな話が全然ないのに、同意をしてくれ、理解をしてくれって言われても、これ難しいところがある。

ただ、立場的にはある程度仕方ないという部分は、私もわかってる。ただ、そこら辺の中身がないのに、「ああ、いいですよ。町長さんどうぞやってください」みたいな話は、私はできない。だから、その点のこれから先ですね、きょうどうこうじやなくて、これから先そういうふうな協議なり相談なりを議会の方とやりながら進めていく気持ちがあるのか、ないのかをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 議会ともこれは当然相談はしますけど、議会の皆さんのが絶対反対という形の中では、一応私は国と、それから1市3町の動向、これは報告をする義務はあろうかと思います。その中で議会の皆さんのがどのような判断をするかという形になろうかと思うんで、報告は今までちゃんときてますし、今から先どうするかというものは、やはり地域の住民の皆さんの考え方も、これは当然大事にしていかなければいけないし、そして1市2町の首長会議の中で、統一した形で防衛施設庁、それから防衛庁にもまたお願いすることもあります。

そういう形の中で、この米軍再編の問題については、絶対我々としては避けて通れない問題です。逃げれば絶対反対という形で私はいきたいと思うんですが、そうはいかないということで、今後やっぱり精力的な話をテーブルにつきながらやっていきたいと。そして、この中でいろんな

問題が明らかにされれば、皆さんに報告をしていくと。これが筋ではないかなと考えております。

○副議長（吉元 實君） 武道修司君。

○議員（21番 武道 修司君） もう同じようなことを繰り返しても、話が行ったり来たりの平行線の話になりますので、国からの回答なり、逆にこちらからの要望なりを出したときに、逐次報告していただいて、やはりこれ住民の人たちも一番やっぱりこれ関心を持ってる問題だろうと思うし、もう少し議会の方にも町長の考え方を話をして、こういうふうな行動を今とてるんだというふうな、見える形をやっていただきたい。

この先どういうふうになるかわかりませんけれども、住民の人が最終的に受け入れをもしなった場合も、住民の人が「ああ、これはもう仕方ないな」というふうになるような状況を、当然つくらないといけないだろうし、内容によっては、いや、これはもう住民も挙げてみんなで反対しないといけないという状況も来るかもしれないし、だからそういうふうなことも踏まえて、最終的にはやっぱり住民の人たちが判断をある程度しないといけない部分が出てくるだろうというような状況が来ると思いますので、内容についてはもう少しわかりやすく、町長の考え方なりをはっきりと私は出した方がいいんじゃないかなというふうに思いますんで、今後そういうふうな形で、もしできればお願いをしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（吉元 實君） これで21番、武道修司君の質問を終わります。

.....

○副議長（吉元 實君） 次に、14番、宮下久雄君。宮下君。

○議員（14番 宮下 久雄君） 私はごみ処理場の件について質問をいたします。

この件につきましては、平成16年、塩素が多いということで麻生セメントの方が受け入れをしなかった事態がありました。そのときに、1回質問をしておりますけれども、そのときは町長も大変心配されとて、何か対策を考えていくというようなこともされておりましたが、今回またいろいろなことがございますので、質問をいたします。

この現在のごみ処理場のごみ処分計画というものがございますが、これには資源循環型社会構築のため、可燃ごみは燃料化施設にて固形燃料を製造し、エネルギーの有効利用を図ると。固形燃料は麻生セメント株式会社にて原料として利用する。それから、不燃ごみ、缶、金属類、瓶、ガラス類、粗大ごみはリサイクル施設で破碎選別処理を行い、資源化するという、こういう基本理念が掲げられておりまして、補助申請をして工事が完成したと、事業が進められたということになっております。

この工事関係費用でございますが、ごみ燃料化施設が24億4,377万円と。その後リサイクル施設、ストックヤード、最終処分場とプラザ施設等を建設されていって、合計が36億

4,713万8,250円という膨大な工事費になっております。

自分もそのときは議会におりませんでしたけれども、議会の先輩の方の話を当時聞いておりました。燃料として麻生セメントに搬出をするので、処理料は無料だと、無料よりも売れるんだというふうに聞いておったわけでございます。10年、11年と工事が進められて、12年4月1日にRDFが稼働開始しておりますが、もう12年度から分析管理委託料という名目、分析管理補助燃料利用及び輸送に関する協定という協定書を結びまして、分析管理委託料を早速支払っております。金額が3,150万、12年度から15年度までは3,150万、毎年支払っております。

聞いた話と大分内容が違う、議会の中でも多分処理料はかからないという答弁がなされておったと思うんですけども、分析管理委託料が多額な金額で支払われております。

その後、この時点で私が質問したわけですけれども、平成6年の6月10日、麻生セメントより委託料の改定依頼がありまして、一部事務組合と麻生セメントとの間で協議しておりますが、協議不調ということになりました、麻生セメントは4月から12月までは搬入を受け入れまして、12月までは処理をしてる。その金額が2,362万5,000円。

ところが、翌年の1月から3月、麻生セメントはもう手を引いたという形になっておりまして、きのう信田議員が質問しておりましたけれども、北海道までRDFを運んでおると。大きな量じゃないと思うんですけども、これが1,374万9,200円かかるわけですね。だから、この年、平成16年度は合計で3,738万4,200円という処理料が、膨大なRDFの処理料がかかっております。

それから、平成17年4月1日、麻生セメントと再度委託協定がなされておりまして、このときは麻生苅田工場と宇部セメントの苅田工場と両方に分けて搬入しておりますけれども、多分これ数字間違いないと思うんですが、大きな金額にはね上がっております。8,050万9,892円という金額になっております。

それで17年度1年間だけどうにか処理できまして、18年4月1日には、今度麻生セメントが手を引いたということで、宇部興産株式会社と委託契約をしております。この契約の内容が、一般廃棄物処理に関する委託契約ということでありまして、燃料の処理という協定ではないわけですね。一般廃棄物ということになっております。そうなると、資源循環型社会構築のためという大理念が、ここでもう壊れてしまっていると。だから、可燃ごみを固形燃料とするこのごみ処分計画は、ここで破綻を来たしたということだと思います。

だから、莫大な経費を使って石灰で、わざわざ石灰で固めたごみをつくる、そういうことに本当に意義があるのか、そういう石灰で固めたごみをつくることに意義があるのか、担当課長どう考えておられるのか、率直な御意見を聞きたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 担当課長。

○環境課長（後田 幸政君） 環境課長の後田でございます。ただいま宮下議員の質問に対してお答えいたします。

私も今年度4月1日に課長になりました、余り詳しいことは理解しておりませんけど、現在の状況であれば、代替の施設がないということで、できるだけ今後分別に対して町民に一層啓発を行って、ごみの減量化を図っていって経費の節減に努めたいと思います。

ただ、詳しいことについては、私の方はちょっと説明が不足なところがございますので、これで質問に対してお答えいたします。

以上でございます。

○副議長（吉元 實君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） このRDF化施設の問題につきましては、平成8年ぐらい、8年か9年ですか、旧施設がございます、焼却施設。この問題がダイオキシン問題が発生しまして、改良したわけですけども、将来的にはこの施設が使えないということで、その後の選択についてどうするのかという検討がなされたと思います。

そのときに、このRDF施設もしくは熱溶融炉施設、その2つの施設が考えられたわけです。それで、熱溶融炉施設につきましては、人口10万以上規模のやはり人口に対するごみの量、24時間運転ですので、やはり処理するのは一定規模以上のごみの量が要るということで、電子溶融炉は人口、処理対象人口2万2,000人については、この施設はいかがなものかというような判断。

そしてもう一つ、残ったのがRDF施設ということで検討されてきたと思います。私そのとき住民課長かどうかなんんですけど、そういうことでRDF施設を選択をしたと。その選択した後、その処理については今宮下議員さんがおっしゃられたとおりの経緯でございます。

今処理料ということじゃなくて、分析費用という名目のもとに、今宇部興産の方に分析管理費用ということで、宇部興産の方に今お願いをしてるわけです。

ただ、このRDF施設、九州地区に25、6町村RDF施設を抱えてる町村があろうかと思います。そして、築上町のこの施設以外、すべての施設は大牟田のRDF発電所を持って行っています。それで、大牟田のRDF発電所は、電源開発50%、あと福岡県が40ですか、それで残りを加盟市町村で出資をして、発電所を建てて、そこで燃料として使用をしているということでございまして、ただ九州の中で築上町が建設経緯の中で、セメント会社の方で利用していただいているという状況です。

そして、今私も職員の研修、財政研修等で話すんですけど、やはり築上町にとってこのRDF施設、リサイクル施設、これが一番財政的に圧迫するという説明もしましたし、私もこれが年間

すべての処理費用が3億ぐらいかかります。それで、今いただいているのが、可燃ごみのごみ袋が52円、その3億を人口比で割れば、やはり1袋300円以上の経費がかかるわけです。その開きはかなりもう大きな7倍から8倍の費用をかけて処理をしてると、実態で。少しでもその経費節減ということで、担当課職員といろんな施設を研修しております。

町長は自己簡潔型で構想はございますけど、やはりこれについて計画実施ということで、ちょっと期間が実現までには少し時間が要りますもんですから、どうかこの経費節減のためには、どうかならんかということでいろいろ他施設を視察する中で、大牟田のRDF発電所を持って行けないだろうかということで、2年ぐらい前小林局長と2人で大牟田市の助役さんにお会いして、県を通じて大牟田市に行った経緯もございます。

そのときは、もうちょうどRDF発電所が火事と、三重県でしたか、火災があって消防規制等がって、今の枠から他団体のほかの分はちょっと難しいですというようなことで、ちょっとけんもほろろに断られた経緯があります。

ことし夏、阿蘇のRDF施設にこれ管理の修繕とか、管理の部分も結構お金がかかる。17年度決算で5,000万というような形で、管理も金がかかる。管理と処理をどうかならんかということで、阿蘇と浮羽2つの施設を職員を連れてしたわけですが、その中で今大牟田のRDF発電は、トン当たり9,500円です。うちがトン当たり1万5,000円、プラスその運送料は3,000円から4,000円で、そんなに変わらないんですけども、トン当たり9,500円と1万5,000円。やはりそこで6,500円の開きじゃないけど、差があるということで、どうかその大牟田のRDF発電所に入れてもらえないかということで協議をしております。

そして、その中でやはり大牟田のRDF発電の加盟市町村も、やはり同じような問題を抱えています。当初、3,000円が5,200円になって、今9,500円と、2年の間に3倍ぐらいのその単価が上がっております。

そういうことで、加盟市町村協議会がございますけども、協議会の中ではやはり1団体でもふえれば、その自分たちの分担金といいますか、負担金が少しずつ安くなるんじゃなかろうかということで、加盟市町村の協議会に諮っていただいて、それについては了解というか、喜んで受けられ、加入をお受けしますという話もしていただいております。

ただ、このもちろんその県庁にも話を通していくって、構成市町村は喜んで入れてくれるというが、県はどうかしてくれんか、入れられないなんかという話をしております、県もやはり地元調整等で協議が必要かどうかわかりませんけど、なかなか回答が今の段階では返ってこないということで、今の状況になっております。

そしてもう一つ、修繕料、修繕を含む管理、これも5,000万近くかかっておりまして、今現在職員でやっておりますけど、それについてもやはり委託の道がないのかどうかということも、

今含めて検討をしております。とにかくトータル的にごみ処理も量、ごみ処理経費をやっぱりトータル的に減らしていくことが、やっぱり町、築上町の財政面に助かると。

そしてまた、これについて3億もかかる、ごみ処理について3億もかかるということは、やはり町民皆さん今まで広報等でお知らせしたことがない、なかつたかと思います。そういうことで、町民の皆さんもそのごみ処理の現状についてわからないんじやないかと思っておりますので、年が明けて早い時期にごみ処理の現状について、広報等でお知らせし、ごみの分別、ごみの量を減らしていただくということについて、協力をいただければということで考えております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 宮下久雄君。

○議員（14番 宮下 久雄君） 本当に受け入れ先がないと、受け入れ先を探すのが本当に厳しいということをるるお聞きしております。それで、とうとう宇部興産の方にお願いしたと思うんですけども、さつき助役さんは分析管理委託料と、宇部興産分析管理委託料と言われましたけれども、私がいただいた資料には、一般廃棄物処理に関する委託契約となっておるんですがね。廃棄物処理に関する契約と。

だから、廃棄物処理となると、もう燃料でございませんので、そういう扱いをされてるということだと思うんです。だから、この施設建設の基本理念が、ここでもう壊れてるということだと思います。

そして、平成17年度の固形燃料施設プラスさつきも助役さん言われましたが、委託施設の経費、運転経費ですね、運転経費が約3億円。これはあれも入れてです。袋代も入れて、搬入料金も入れて計算して、約3億円の運転経費がかかっておるわけです。これに建設費の起債償還が2億ございますね。計5億なんです。このうち、交付税措置が1億あるというふうにお聞きしましたけれども、計5億の現金が出ていってるということでございます。

さらに、環境課の職員も何割かは賃金がこれに加わってくると思いますので、そうすれば町民税が17年度が5億7,000万ぐらいしかないわけですね。町民税ほとんどをこのごみに使つてしまつておると、消えてしまつておるということに築上町はなつておる、これがもう現状であると思っております。

また、町の方の広報に載せた資料を見ますと、経常収支比率が99.9%と、全くゆとりがないですね。1円の金もないような、ゆとりの金もないような状態に築上町は追い込まれておるわけです。1円でもむだにできない、そういう状況が、この町。何とかこれを建て直したいと町長頑張つておられると思うんですけども、昨日信田議員の質問に、可燃ごみの堆肥化等もという考え方を町長申されましたが、どうか広くこの議論を起こして、しっかり取り組んでいただきたいと願うものであります。もう一度町長の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 今まで課長、助役経過を申し述べましたが、努力はしてますけど、なかなかうまくいかないというのが現状。私も就任から共立衛生組合の方に、早く自己簡潔型で発電所をつくって、そしてそこの電力が全部その発電で貯えると、そうすりや電気代も要らなくなるというふうに、そして出た灰を基本的には、これを焼き物か何かにして、道路の資材か何かに使えないかと、そこまで指示してなかなか動かなかったという現実ございます。

これきょうの朝日新聞ですか、ここまで載つとってちょっと朝日新聞舌足らずではございましたけど、これよりもやはりごみを出す、出さないような政策が私は必要になってきたんではないかなと考えております。

いろいろ勉強して、きのうも話しましたけれども、このRDF施設は完全に失敗だったというふうに私も感じておりますし、そういう形の中で今後の4年間の中、あと3年間ですかね、この中でごみ問題を必ず克服しなければという使命に立っております。そのためには、やはり職員が一丸となった形でこの問題に取り組むということが、まず必要でございます。そして、あと職員がその気になったら、町民の皆さんに理解をしていただく。そして、ごみの分別収集をやっていくと。

そして、分別収集したものはリサイクル、リユースに向け最終的に燃やすごみという、いわゆるこれもRDFセンターありますんで、最終的にはRDFでごみの量が出たごみの1割か2割がRDFになると、このような一つの考え方で、フローチャートをつくりながら、ごみ問題克服していくべきであろうと考えております。

そうすることによって、起債の償還はこれいたし方ないとしても、あと処分費、これがよそに処理してもらえば1億近く要ると。そして、RDFの修繕費がもう相当これがかさんできてるというのが、年間やっぱり先ほど助役言いましたけれども、3,000万から5,000万というふうなことで、ちょっと異物が入れば大修理になるというようなことで、完全に分別をやれば、こういう修理もなくなるというようなことで、そういうことで3年間のうちに何とかこのごみ問題克服するように、職員一丸になってやりたいと、こういう決意でございます。

○副議長（吉元 實君） 宮下君。

○議員（14番 宮下 久雄君） 町長の任期の間に、しっかり頑張ってごみ問題解決していただきたいと思います。分別収集も大変なことでございますけども、どうかごみを簡潔型で終わらせるということでお願いしたいと思います。

堆肥化等の考え方、これはちょっと右から左にというわけにはいかないと思いますけれども、それまではこの固形燃料、RDFを減らす努力を傾けていただきたいと思います。もうRDFは現実は資源でないことがはっきりしましたので、減らせるだけ減らすべきだと思っております。

まず、役場等の公共機関には、これ外部に出されない書類がたくさんあると思いますので、シュレッダー等は設置して、膨大な紙くずが出ますので、これは裁断して出せば資源ごみとして販売できるということですので、そういうことも努力してもらいたいと思います。

現在はこういう紙は、RDFに交じっておるわけです。処理委託費がふえておるだけですので、こういうことも取り組んでもらいたいと思います。

それから、ごみの分別のことを言わされましたけれども、まずそのためには役場の方からその手本を見せていただきたいと。現在の日本の企業は、ISO規格に準じまして、ごみの分別には大変努力しております。

その安川電機も、例えなんですが、リサイクル可能な紙、これは漂白紙とかダンボール、それからその他の紙、新聞紙、印刷紙、それから鉄、アルミ、それ以外の金属、さまざまに分別しております。銅はキログラム数千円で売れるそうでございます。それからビニール類、プラスチック類につきましては、リサイクル可能か不可能かまで詳細に分別しております。ごみの処理を担当している自治体でございますので、まず自分の方からそういう手本は見せていただきたいと思います。

それから、このリサイクル施設の方ですが、機械にかけられないものが大分出る。そして、それは名前は処理困難物というんですか、そういう名前がついておって、外部委託して処理をする。それ多分大きな金額になっておるようです。どういうものがあるかと調べましたら、その中にはほとんどが古くなった衣類とか、そういうものを裁断機にかけられないと。それから材木もあるそうですけれども、こういうものは小型の焼却炉があれば、自分のところで処理できる。こういうことも考えてもらえば、外部委託する金額がかなり浮くことになるんではないかと思いますが、そういうことをシュレッダーとか、小型焼却炉とか、そういうことにつきまして考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（吉元 實君） 助役。

○助役（八野 紘海君） 役場の方から分別するっていうことで、この前職員とか清掃センターの職員と、いろんな形で協議を今しているところです。

小型焼却炉につきましては、もう私の方からも十分検討して、周辺対策連絡協議会と今ございますので、そちらに了解を得て、とにかく焼却炉を入れるように指示は——指示っていうか、検討するようには言っております。

といいますのは、やはり今言いましたように、先ほど宮下議員が言いましたように、RDF施設、リサイクル施設、うちは最終処分場は15年、5年、5年、5年の最終処分も建設しております。その最終処分場を1年でも長く使うためには、今RDF施設からどうしても裁断ができないクルーっていいですか、例えばとうもろこしの芯なんかぽろぽろ出てくるんですよ。そういう

のはもう燃やせば、量がそういう部分が燃やせば、極端に減って処分場に持ち込むのが減るわけです。

その上にそういうことで、先ほど言いました衣類のリサイクルにならないものとか、そういうものを焼却できれば、処理を委託するのも助かるし、処分場も延命になるということで、それはもう、これについては値段がちょっと高めになりますので、どうか補助ですか、検討して早急にということでセンターの則行局長も検討しているとこです。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 宮下君。

○議員（14番 宮下 久雄君） 小型焼却炉というのは、あんまり高くないそうですけども、ぜひ検討していただきたいと思います。シュレッダーのことも検討していただきたいと思います。

それでは、これで質問を終わりますけれども、最終的には将来は民間委託のことも考えながら、いかにその町の持ち出す経費を抑えていくか、そういうことに努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（吉元 實君） 14番、宮下久雄君の質問をこれで終わります。

.....

○副議長（吉元 實君） 5番、白石隆則君。白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございます。談合問題についてということでございます。談合問題についてと、質問するということで、築上町のことかと心配しておられるかもわかりませんけれども、そういうことではございませんので、御安心をしていただければと思っております。

今、談合問題が話題になっておりますので、この際正しておきたいということで質問をさせていただきます。

この二、三ヶ月、福島、和歌山、宮崎の3県知事を初め、市あるいは町の首長が立て続けに談合疑惑で失脚をしているわけでございます。背景にある構図といたしましては、ほぼ共通しておりまして、選挙の資金とかシュウショウとか、そういうことと公共工事の発注と、そういうことがそれぞれが来しているものだと言われております。

絶対的な権力と、そういうことでは市町村の首長も同じでございまして、もちろん新川町長も同じでございます。官制談合が行われるとすれば、町においてするとすれば、新川町長、あなたが行う時代にはありませんので、そのところは襟を正していただきたいなと思っております。

旧椎田町、旧築城町では、両町とも過去にはいろんなことがあったと思います。町長を応援した業者は潤いますけれども、対立候補を応援した業者は干されると、そういうことが公然とささ

やかれておりました。事実、そうであったのかもしれません。

新川町長は、そのようなことはしていないと思います。これまでにおおむね平等に指名を組んでいるようにも思います。また、業者の方に対しても、便宜を図っていると、そういうことはしていないのではないかと思っております。大変よいことであるんじゃないかなと思っております。期待を裏切ることのないように、今後もその姿勢を貫いていただきたいなと思っております。

ところで、国、県を問わず、公共工事の多くが談合をしていると言われております。築上町が発注する工事も、同様ではないかと思われます。旧町時代よりは少しは改善されたようにも思いますが、依然として高い落札率でございます。落札率が高いからといって、談合だというのは少々乱暴な話ではございますが、業者間の間でも、そのようなことが言われているようにも思います。

談合がなくならないのは、そもそも業界に談合をなくす気がないからだと思います。持ちつ持たれつ、もたれ合いということで、駆け抜けは仲間内から卑怯者とそしられる。こうした共存共栄の意識が業界内にしっかりと根づいていて、談合は必要悪という理論がまかり通っている、そのような気がいたします。また、発注者である行政側に対しても、談合は絶対許さないという強い姿勢が見られないように思いますが、町長、そのようには思いませんか。どうですか。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 談合ということで、これは以前までは必要悪とか何とか言われておりました。本来は必要悪とかいう形じゃなくて、私はあってはならないと思う。

そういう形の中で、やはり落札率との関係がやっぱり疑わしい状況というのは、私もこれはもう予定価格に対して 98%とか、95%とか、そういう形であれば、そういう疑いは持つていいのではないかと思って、しかし現実的に談合したという証拠がございません。これがひとつこの証拠をどういうふうにするかという問題が、それで指名した時、あと今もう最低価格も公表しています。そしたら、抽選になるという状況が多いんですよね。それならば、これはもう談合ないという、今までの発注かけても大分抽選があっております。それとか、もう本当最低価格に近い線、この線でいけば、談合が私はないんではないかなと考えておりますけれども、非常にこの談合というもので難しい、認定ができないというのが一つですね。これがネックになっておると。

じゃあ、どうすればいいかという形になれば、これはもう当然全部直営事業にやって、労務者全部町が雇ってすれば、こういう問題なんですけれども、財政的にはそうはいきませんし、やっぱり業者の方で請負でやってもらうと。そうすれば、最終的には一般競争入札というのが一番今の制度ではいいんではなかろうかな。

しかし、町内業者の育成とかいう形になれば、非常にそこんとこが他町村の業者まで入れていいくものかとか、いろんな形で今各地でその検討を行っておるんで、いい案があればそれに私ども

一応まねをするといいますか、参考にしながら本町でのそういうひとつ図式をつくり上げてまいりたいと、このように考えております。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） そうですね。証拠がありませんので、何とも言えないところでございますが、談合が行われているということは、確かなのではないかなと思っております。

町長もおっしゃられてましたように、談合を防止するには、いわゆる行政が業者を選ぶいわゆる指名入札は入れまして、発注工事をすべてだれでも参加できる一般競争入札にすればいいわけでございますが、それでは対象者が余りにも大き過ぎますので、言われてましたように町外の業者に多くの仕事が回ってしまうと、そういうことがありますので、そういうことを防ぐ意味もあると思いますので、そういうことはなかなかじめないと思います。

そこで、ランダムカット方式というのがあるそうでございます。採用しているのかもわかりませんけれども、例えば10者の指名競争入札を実施する場合、乱数表を用いて機械的に首謀者を落選させる方式だそうでございます。そうすることによって、事前に談合していてもなかなかうまくいかないということで、防げるんだというようなこともいろんなところに書いてありました。

また、それと同時に、談合業者に対して、やはり厳しいペナルティを科すということが必要ではないかなと思っております。

損害賠償はもちろんのこと、入札参加資格の長期剥奪ということで、短かかったら余り効果ありませんので、せめて3年間ぐらい停止とか、そういうような厳しい姿勢を見せることが必要だと思いますが、どう思われますでしょうか。町長でも。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） そのとおりだと思います。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） それから、談合情報が寄せられた場合の対応ですね、これもなかなかもどかしく思いよるわけでございます。参加業者に事情を聴取して、入札前に談合はしていないと、こういうふうな誓約書を取りつけると、そういうことにとどまっていると思います。この段階でだれもが談合を認めるということはありません。結局、灰色の入札に臨み、情報どおりの業者が落札しても、そのまま契約をするしかありません。

また、調査をするにしても、自治体の調査には限界がございます。公正な入札が行われることを願うしかない、これが現状だと思います。それであるならば、談合があったか否かではなくて、談合情報どおりの業者が落札した場合、契約をしてよいかどうかという判断をするようにしたらと思います。

例えば、第三者でつくる調査委員会等を設置して、情報どおりの落札結果が出た場合、その委員会の意見を仰ぎ、その上で判断するようにしたらどうでしょうか。町長、どのように思われますか。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） これも非常にやっぱり難しい、罪なき人を裁くような形になる場合も出てくるんですよね、これ。意図的に情報を流してあっちがとるぞとかいう情報を流して、そちらをオミットするという形にもなり、非常にこの問題難しいんで、談合がないような形のものを今後私は検討しながら、とにかく多くの業者に参加してもらうという考え方方が基本じゃないかなと思いますし、そうすれば談合は私はなくなるんじゃない。

ちょうど宮城県の前浅野さんですか、30社ほど何か入札指名に30社指名にしておったとか、そういう話も聞くし、できるだけ多くの業者を一つの工事に入れるという形になれば、談合はなくなるんではなかろうかなと、このように考えており、そういう方向性もちょっと検討しながら、実現していく方法もいいんではないかなと思っております。

○副議長（吉元 實君） 白石隆則君。

○議員（5番 白石 隆則君） そうです、そうだと思います。一つの工事にたくさんの業者が入れば、なかなか談合はしづらいわけでございますので、そのような方向に検討をしていただければ、幸いだと思っております。

それから、これも談合に当たるかとも思いますけれども、いわゆる仕事を譲るかわりに、数%の歩金を要求する業者がいると聞きます。また、落札しても工事をすることなく丸投げをする業者がいると。工事を受注して、自社の契約社に委託して工事をする。民間工事であれば、通常の商業行為で何ら問題はありませんけれども、公共事業においては丸投げは一切禁止をされております。

都合により下請けに出す場合は、現場で資材の仕入れや工程管理など、工事の全般を統括する管理技術者を常駐させなければならないと、こうなっていると思いますが、そうですかね。助役さんの方、どちらでも。

○副議長（吉元 實君） 助役。

○助役（八野 紘海君） 今談合問題、私も指名委員長を椎田町からあわせて3年ぐらい経験させていただいております。そういうところで、この問題、課題の対処について、やはり非常に複雑といいますか、難しい、一長一短にこれ解決策というのは、なかなか難しい状況にあります。

今丸投げ等については、やはり現場担当課において、やはりきちんと指導っていいですか、するようにしたいと思いますけど、ここら辺になりますと、やはり町の場合県の公式じゃないんですけど、やはり県も経営審査の採点とか、いろいろやっぱり今工夫検討しておりますので、やはり

そこ県を参考にして、今後築上町も工夫、努力を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 白石隆則君。

○議員（5番 白石 隆則君） 努力するということでございます。行政側もいろいろなことで黙認をしていることがあると思いますので、そういうことがないように、決まりはしっかりと守っていくということを指導していただければ、ありがたいと思っております。限りある財源でございますので、むだのないように執行をしていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、国民健康保険についてということでございます。質問をさせていただきます。

小泉首相が、改革なくして成長なしと、改革を推し進めてまいりましたが、何一つ改善されたものはありません。小泉改革の結果、一握りのお金持ちが誕生した反面、普通の人が実直に暮らしていくことが難しい社会に変質してしまいました。

史上最高の利益を上げている大企業やメガバンクなどがありますが、いわゆるいざなぎ景気を越えると言われておりますけれども、国民全体の所得が低下を進めていっております。その実感どころか、生活苦から抜け出せてはいません。

そこで、最近国民健康保険が大幅に上がりまして大変困っていると、そういうような話をよく聞きます。ある方が、所得は昨年と同じなのに、保険税が10万円以上も上がったと、大変困っていると。どうして必死で暮らしている私たちを、そんなに苦しめるのかと嘆いておられました。その方がいろんなことを聞くために、窓口に伺うわけでございますが、窓口ではただ計算方法を示して、保険税ではこうなりますと事務的に言うわけで、とても納得できないと、こう言われておりました。

また、ある高齢者の方が、保険税が上がって困ると。これ以上はとても払えない。何とかしてくださいと、こうおっしゃっておりました。こういう保険税のことですね、いろんなこと言ってくる方たくさんいらっしゃいます。

そこで、担当課長さんですか、国民健康保険税が大きく値上がりをいたしましたが、保険料の納付状況は以前と比べてどうなっているのか。まだ本年度の年度途中でございますので、正確なところはつかめていないと思いますが、わかるところで結構でございますので、税務課ですか、福祉課ですかね。

○副議長（吉元 實君） 税務課長。

○税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野でございます。今白石議員からの御指摘の分でございますが、一応11月末現在での数値でございますが、前年の11月末と比べまして、約3.5ポイントの収納率が減になっております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） 昨年に比べて3.5ポイントの減ということでございます。国民健康保険が赤字だからといって、保険料を上げることで問題が解決するわけではありません。滞納者がふえれば同じことでございます。これまで何とか納付をしておられた方も、今回の値上げで滞納せざるを得なくなつた方もおられると思いますが、低所得者に対する減免措置、これがあると思いますが、この辺はどのようにになっておられるんですか。これも課長さんですかね、よろしく。

○副議長（吉元 實君） 税務課長、椎野君。

○税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野です。御指摘のような質問の分ですが、確かに低所得者に対する軽減措置ということで、所得に応じまして2割軽減、5割軽減、7割軽減という軽減措置がございます。その辺につきましては、均等割、平等割のみの軽減になっておりますが、そういう形で2割、5割、7割の軽減がございます。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） 一応2割、5割、7割の軽減があるようになっております。確かにそうなっております。がしかし、やはりそれだけでやっぱり今は低所得者大変多くなつてしましました。本当に考えられないことかもしれませんけれども、二、三百万円で生活している方、かなりいらっしゃるんですね。だからそういう方は、やはり二、三万上がるとかいうのも大変苦しいわけでございますよね。これが10万上がるとなつたら、なおさらでございます。

ですから、そこを何とか今の減免措置あるのはあるんですけども、これをさらに金額を、減免の金額を上げるとか、そういう方法はないのでしょうか。そうすることを、そういう考えがあるかどうか、これは町長さんの方にお願いいたします。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 減免制度とよく以前から議員さんからも質問があつておりましたけれども、これを減免すれば、ほかの人の税を上げなければいけないという問題が出てきます。だから、そういう問題で、じゃあ一般会計から出せという話もあるんですよね。だけども、一般会計という形から出せば、国保以外の方との不均衡が出てくるという問題も出てきます。

あくまでも国民健康保険というのは、これは独立した会計で、それぞれがプラスマイナス・ゼロになるような運営をしていくのが、一番ベターなやり方でございますけれども、合併前までこれは両町とも赤字会計ということで、旧築城町が8,000万ぐらいありました。椎田町が4,000万ぐらい、計1億2,000万ございました。16年末までにこの分については、合併時に一般会計から特別措置で、もうキャラにしましょうと。そして17年度の分もという考え方でございました。そしたら、17年度分がこれ単年度で1億円ほどあるんですよ。

これも私は一応合併協議の中で、旧町の分はすべて一応一般会計から特別形で、ゼロからのスタートをしましょうというふうなことで、今年度18年の課税で大体築城と椎田3年間は不均一課税ということで、それぞれの要るだけの保険税を旧築城町でもらい、旧椎田町でいただこうということで、この赤字分を考慮したら、大体18年度旧椎田町では3万円くらいの税になっておるの1世帯、築城が4万から5万ぐらいの増税になっておると思います。平均的なものでございますけど。そういう形の中で、18年度はプラスマイナス・ゼロにしようということで、国保運営審議会にお諮りし、そして議会でもこの税率で通させていただいておるとこでございます。

そういうことで、独立会計という考え方からすれば、非常に減免制度というのも、減免をすれば他の加入者の税を上げなければいけないという問題が出てきておりますし、一般会計からすれば、また不均衡も生じると。

だから、どうすればいいかということで、私は7月に急遽保健師と管理栄養士の採用をいたして、極力給付を下げていこうというふうなことで、そうすることによって保険税が1円でも上がらなくなるような形で、給付時が1,000万下がれば、2人雇ったかいは出てくるわけですね。

そういう形で、給付をぜひ減らそうというふうなことで、健康対策に力を入れていこうというふうなことで、急遽特別そういう専門職を採用しながら、今任に当たらせておりますし、そういうことで非常に減免制度することは簡単なんんですけど、そういう不公平感が皆さんで逆に多く払う人に負担がかかるという問題があるんで、どうだろうかと。

だから、やはり債務は債務として、払えないときは徴収猶予の制度もございます。そういう形の中で、分割をぜひしたいとか、そういうことで、だから私は保険税の徴収については、現年度に力を入れてもらいたいなさい。そして余った分はもう分割でもいいじゃないかと。そのかわり、払ってもらうということで、ごね得は認めないよというふうなことで、税務課の方には指示をしておると、こういう状況でございます。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） 税を下げるには、負担者、ほかの負担者の税額を上げなくちゃいけない。確かにそうだろうと思います。そうなんですが、この制度で一応頭打ちっていうんですかね、一応最高額53万円ということですよね。これがやはり問題じゃないかなと思ってる。

裕福な方は、53万円なんて何も、どうもないかもしませんけれども、低所得者ですね、この低所得者の最低金額が1万8,000円ということでございますが、この1万8,000円大変厳しゅうございます。そういう感覚でござりますと、最高額53万というのは、大変問題ではないかなと思いますが、これは国の施策でございますので、何ともしづらいとは思いますけれども、やはりそこのところは問題であるのではないかなと思っております。

それから、国民健康保険は説明ございましたが、特別会計でございまして、加入者の保険料と

国、県の補助金とで運営されているわけでございます。一般会計からは繰り入れないと、こういうことになっております。築上町の国民健康保険も、もう常に赤字状態でございまして、今議会におきましても、補正予算が提案されて、一般会計から繰り上げられる見込みでございます。とても保険料を減額できるという状態ではないということは、十分承知をしております。

しかしながら、やはり今の現状を見てると、あえて国保税の負担緩和を何とかしていただきたいと考えております。

国民健康保険の加入対象者が、自営業者の方、また退職者で職場の健康保険をやめた方、あるいはパートやアルバイトなど、こういうとこが対象なわけでございまして、以前は自営業者の加入者も大変多くございました。しかし、今自営業者が少なくなっていますし、また自営業者の所得もかなりあったと思いますが、今は激減をいたしております。そういう関係で、運営がうまくいかなくなつたんではないかなと思っております。ほとんどの自治体が赤字状態で、国民健康保険制度そのものが、現状にあわなくなつたと、これは明らかではないかなと思っております。

しかし、制度につきましては、国が考える問題でありますので、私どもではいかんともしがたいわけでございますが、そこでまた国が医療費を少しでも減らそうとして、1年以上滞納している者には、資格証明書で対応するように今指導しておりますが、資格証明書では一旦全額を支払わなければなりません。

滞納者の多くは、払いたくても払えない、そういう方でございますので、とてもそのような余力はありませんし、例え借金をして何とか払うことができましても、返ってくるお金は滞納分に当てるように言われまして、結局借金だけが残ると、こういうことにもなってしまいます。ですから、資料を受けることをあきらめざるを得なくなると、こういう状態になっているのではないかなと思っております。

国民健康保険は、だれもが等しく医療が受けられるようにと、こういう目的で始められた助け合いの制度でございます。築上町は乳幼児の医療費助成の拡充とか、身体障害者医療支給の拡充とか、学童保育の拡大等々、心温かい思いやりのある福祉サービスを提供をいたしております。そこで、いま一つ国保税の負担緩和を考えていただければ幸いに存じます。そうすることで、福祉のまち築上と、こういった町のイメージも向上するのではないかなと思っております。

悪質な滞納者に関しては、資産の差し押さえ、そういうことをしてでもやはり徵収をする厳しい姿勢を見せていただきたいと思いますし、そしてできる限りの義務を果たしながら、必死に暮らしている方々には、温かい手を差し伸べていただきたいと思っております。どうか切なる願いでございますので、何とか努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 限度額の問題等々は、これは地方税法の中で定められて、これ以上とれ

ない要素になっておりますんで、町で独自な条例をというのは、これは税法違反ということでできないということで答弁させて。

そして、基本的には私は医療は全部統一国がするべきだと思います。政府簡保とか、いろんな共済組合の医療制度がありますけど、その方向で国の方も考えておるようでございます。本来なら、医療はすべてただでという形を国がちょっと明記してやってもらえば、私はそれが一番ベターだろうと思います。

イギリスはただらしいんですよ。この前僕が研修に行ったら、イギリスは病気するならイギリスに来て病気しなさいというふうなことをガイドさんに言われました。ほう、ただかなというようなことで、外国人でもイギリスで病気すれば、ただで入院できて、そして帰るまで国が面倒見てもらう、そういう形の充実した国もありますし、国の方も非常に厳しいんだけれども、そういうふうな政策に僕はだんだんしていただく。

ただし、1町だけでそういう政策とれば、これまた不交付団体となれば、税収がうんとあって、苅田以上のいわゆる財政力指数が1.0以上2.0ぐらいになれば、そういう施策も、そしたら皆さんこの築上町にどんどん集まって、人口もふえる可能性もありますけれど、現実的にはそれは難しいという形になります。

そういうことで、現実の中の国民健康保険ということで、私も先ほど申し上げたけど、本当に払えないという状況の方は、これはもう延納申請をしていただいて、出たときに本当に会社を退職された方やら、本当に低所得の方がこの健康保険に入られても多々あるようでございますし、そのどこで払えないものを無理やり取り上げていくという形じゃございませんし、そのところはじっくり税務課の職員と話し合いをしながら、誠意があるような形の納税意欲をもって、しかし払えないという形になれば、誓約書なりを入れながら、少しずつ入れていただくと、そういう方向性を今とらせておりますので、もしそういう事例の方がおられましたら、そういうことで御指導願いたいと。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） なかなか前向きな姿勢をありがとうございます。町ではどうすることもできないということで、財政力の豊かな苅田町も、収納率が大変悪いということで、一般会計からなかなか繰り入れるのが大変問題だということを指摘もされております。大変でございましょうけれども、一層の努力をお願いをいたしたいなと思っております。

続きまして、教育問題について質問をさせていただきます。

この件でございますが、昨日教育長さんの方からるる詳しい説明がございました。ございましたけれども、質問をしていく以上、ちょっと展開する以上簡単な御説明があればいいかなと思

ますので、ごく簡単でいいですから、再度御説明を願えればありがたいと思っておりますが。

○副議長（吉元 實君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 現状についてでしょうか。

○議員（5番 白石 隆則君） はい、そうです。

○教育長（神 宗紀君） はい。きのう申し上げましたように、一応10月まで20件もあった暴力事件が、11月から1件も今のところないという状態に今なっています。工藤さんという人が今指導のトップに立って入っておりますが、この方の指導を見てますと、本当に頭が下がります。築城のあるところの家には、子供のたまり場になっている家があるんですけども、本当に忙しい人ですけど、その忙しいにもかかわらず、そのたまり場になっている家と一緒に泊り込んで子供を指導するというようなことまでしていただきました。

この工藤さんには、以前私が会いに行ったときは、RKBが密着取材しておりました。現在はまだフジテレビが密着取材していると思うんですけど、これは端的な様子はわかるので紹介したいと思うんですけど、そのフジテレビのカメラマンが築城中学に入ったときに、もう生徒の表情を見て最初に言った言葉が、「ああ、生徒の表情が変わりましたね」と、こういうふうに言ったということを聞きました。非常に穏やかになったと、これも全く事実だと思います。

そして、学校は徐々に落ち着いていってのも事実ですが、まだしかし問題はかなり山積しております。私に非常にこれ最近感謝してるのは、周囲の地域社会の教育力っていうのは、非常に低下していってるっちゅうのも事実。築上町も例外ではありません。その地域の教育力といいますか、関心といいましょうか、非常に皆さんのがん心をもって協力をしていただいておるという事実があります。

具体的に言いますと、補導員の方の毎朝の食事の準備も、これはお金がかかることです。その方に米とかみそとか、漬け物とか野菜、そういうものをかなりの人たちが差し入れ、カンパをしていただいておるということも、協力の一つだと思います。先日、私これぜひいつかやらにやいかんと思ってたのは、そのふれあい教室に入りしている子供の親と一度話し合いたいということで、ぜひその機会をつくりたいと思いまして、12月6日の日にそれをやりました。

先週の水曜日でございます。8日前ですけれども、このときに参加していただきましたのが、文教委員長という立場で武道議員、それから解放同盟の委員長ということで吉元成一議員にも出ていただきましたし、それからその補導員、それから指導員として今入ってる2人、そういう方、それから課長にも入っていただきました。保護者は残念ながら全員は出席してもらえませんでした。しかし9名出席してもらいまして、あの寒い部屋で延々2時間半話し合いをいたしました。非常に僕は有効な話し合いができたと思っております。これも議会を初め、部落解放同盟あたりの協力があった一つの証拠として、皆さん方にはぜひ知っていたいと思います。

そして、先生たちの表情も変わりました。以前は授業中に廊下をうろうろする、そういう子供がたくさんいて、先生たちはその対応に授業のない先生たちは対応に追われるというような実態がありました。今はその姿がほとんどないと。それで、先生たちも本来の授業に打ち込むし、採点等にも携われるということで、先生たちも非常に喜んでいます。

子供の指導の最前線は教員です。その教員が孤立感を味あわせないというのが、私の一つの役目でもあるというふうに考えまして、そういうような協力を呼びかけましたけれども、現実先生たちには、先生たちは後ろ楯が大分できているというのを実感してくれてると思います。それで、もうぜひこの今後取り組みとしては、こういう体制を少しでも3月まで続けられるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） どうもありがとうございました。以前と随分好転してるということでおざいます。そういう話を聞きいたしまして安心をし、またうれしくも思っているところでございます。教育長さんを初め、御協力をいただきました多くの方々に対しまして感謝を申し上げたいと思っております。

先般、教育再生会議が「いじめ対策の緊急提言」を公表をいたしました。内容は、学校は子供に対していじめは反社会的な行為で、いじめを見て見ぬふりする者も加害者である、こうすることを徹底して指導する。そういうふうな一方、問題を起こす子供に対して、社会奉仕活動の参加、個別指導、別教室での教育など、毅然とした対応を学校に求める、いわゆる懲罰性の強い内容になっております。

当初、出席停止の処分の積極的な適用を盛り込むことも検討されたようですが、慎重意見が出されまして、これは削除されました。しかし、学校教育法におきましては、他の子供の学習権を保障するためということで、市町村教育委員会が適用を判断することとなっております。今回のことでのまさか適用はすることないだろうとは思っておりましたが、鎮静化を急ぐ余り、切り捨てという対処療法をとることもあるかもしれないと実は危惧をしておりました。

問題行動を起こす子供は、家庭に問題を抱えていることがあります。学校という居場所を奪えば、社会への憎悪がさらに強まり、彼らの社会性を一層なくす方向へと向かう危険性をはらんでおります。生徒指導の基本は、教師と生徒との信頼関係にございます。教育には愛情が必要でございます。どの子も同じに扱うこと、彼らの思い、胸の内を知ること、彼らに心理的な孤独感、疎外感を与えないような、こういった教育的配慮が必要でございます。今回、工藤氏の助言をいただきまして、教師ではなく指導員を配置し、彼らの声に耳を傾け、彼らの言い分も聞きながら指導をしていったと、こういうことがあったと思います。

また、朝食を食べることができなかつた彼らに朝食を準備した、そういうことで自分たちにも目を向けてくれる人がいると、こういうことで閉ざした心を少しでも開いてくれたのではないかなどと思っております。

教育委員会の素早い対応、また本気になって取り組んだこと、そしていま一つ忘れてならないのは、教育長さんも言っておりました多くの方々の支援でございます。学校はみんなに支えられて成り立っているのでございます。好転したとはいえ、完全に問題が解決したわけではありませんし、今度のことで十分な授業ができなかつたと思いますが、これを少しでも取り返すべく努力をしていただきたいと思いますが、教育長のお考えを聞かせてください。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 私は常々申し上げていますけど、子供たちの生きる力というのは、根底は僕は学力だと思っています。もちろん、その根底には基本的な生活習慣の確立というのあると思います。その学力の保障が、やっぱり今までの状況の中では、恐らくできていないということで、大変心配でございますが、先日1つ安心したのは、ある中学校からの校長から資料、3年生の模擬試験の進学に対する資料をいただきました。

それほど学力が落ちていないという数字が出ておりましたので、安心はいたしたところですが、御指摘のとおり、今後は先生たちが授業に打ち込める、教科指導に打ち込める、そういう体制づくりにやはり心していかなければならぬと思います。まだ3月まで時間が若干ありますので、できるだけ失ったところがあれば、それを挽回するような手立てはとっていきたいと思ってます。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） 学校が携える課題ということで、何も校内暴力だけではございませんし、いじめの問題、不登校の問題、学力低下の問題、また教師の資質向上の問題等々、山積をしているわけでございます。一朝一夕に問題が解決できるわけではありませんので、しっかりと取り組んでいただければと思っております。

そして、地域児童生徒育成協議会と申しますか、学校、保護者、地域の方々に教育に必要なこと、またこうあってほしいというようなことなど、教育問題や課題について自由な意見を述べていただく場をつくっていただくと、こういうことはどうでしょうか。諮問機関というわけではなくて、本当に自由なものをつくっていただければと思いますが、お考えはどうでしょう。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 子供のためになることであれば、できることは何でもしたいというのが私の基本です。それで、今言わされたことも非常に有効な手段だろうとも思います。今後そういうことも検討させていただいて、できるところからやっていきたいというふうに考えてます。

いま一つ私は教育委員が有形無実といいますか、それが全国的にも問題になっていまして、教育委員は一体何をやってるんだと。なくてもいいんじゃないかというのが、全国的な意見でございましたので、私はその教育委員をやっぱり有効に使うべきだと考えまして、今築城中学の門立ちも、朝門立ちをしているのもそうなんですけれども、定期的に毎月教育委員会というのはやっています。

これを移動教育委員会と称して、学校でやるようにして、そしてその学校の様子、授業の様子を見ながら、給食も一緒にいただくというようなことでやっております。そういうことで、できるだけ教育委員を動かして、学校の様子を見てもらって、そして教育委員会で意見を出していくだと、そういうふうなことを今考えて実行しておるところです。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 白石君。

○議員（5番 白石 隆則君） いろんなことを手立てをとっていただいて、子供たちに頑張っていただいているということでございます。どうかその姿勢を崩さないように、子供たちのために一生懸命に頑張っていただきたいなと思っております。

これをもちまして質問を終わりたいと思います。

○副議長（吉元 實君） これで5番、白石隆則君の質問を終わります。

.....

○副議長（吉元 實君） これで午前中の質問を終わりたいと思います。午後は1時から。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○副議長（吉元 實君） 皆さんに一般質問が始まる前に、お知らせいたします。

一般質問の資料で、西畠イツミ議員の質問要旨に誤りがあったので、お手元の配付のとおり訂正いたします。

それでは、午前中に引き続いて一般質問を行います。2番、工藤久司君。工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 昼からの1番目として、通告に基づいて質問をさせていただきます。

何人かの議員さんの方から、今の中学校の問題等々の質問がありまして、重複する部分もあるかと思いますが、違った観点から教育長の方にいろいろ質問をしてみたいと思います。

まず、築城中学校に関してですが、経過は聞いて今少しづついい方向に向かっているという報告がありました。これに関しては、どういう手立てであれ、よかつたかなと思いますが、最悪のところまで結局いったわけですよね。逮捕されたりとか。学校外の工藤氏にお願いをして頼んだ

わけですね。

一部の生徒は荒れてるという理由だけで、それに関して先ほど荒れてる、荒れてないっていうか、普通にしてた生徒の影響、それと部外者というか、入ってきて先生たちの本音とかをちょっと聞きたいんですが、教育長、わかる範囲でお願いします。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 先生たちの本音のところですか。実際先生たちが、これはもう警察の指摘もあったんですけど、先生たちの話を聞いても、何か及び腰というかな、もう肝が据わっていないというか、腰が座っていないというか、そういう印象は私最初受けとったんです。

話を聞くたびに、その理由というのをやや自分なりには理解しているつもりですけれども、確かにいま一歩その迫力はなかったように思います。それが逮捕者を出したのにつながったのかどうかっちゅうのは、それは因果関係というのはよくわかりません。しかし、先生たちがちょっと腰が引けとったということはあったと思います。今はおかげでというのが、先生たちの本当のところじゃないでしょうか。少しずついい方にいってるという、そういう様子は受け取っております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 最終的にそういういろんな協力のもとで、今いい方向に向かってることだとは思うんですけども、ここに先ほども言いましたが、ここに至るまでにまだ何かすることがあったんではないかと。例えば、工藤氏が先ほども頭が下がる思いだと、いろんな取り組みの中でですね。という点っていうのが、一番子供たちに受けたんであれば、そういう点っていうのが今後学校の教員なり、教育委員会なり、教育長の中で非常に大きな意義のあるものになると思うんで、まず一番教職員とその工藤氏の違いは何なんですか。そんなに荒れてて、もうどうしようもない学校を、ちょっと来て1ヶ月足らずで落ち着かせたわけでしょう。その一番の原因というのは何と考えますか。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 一番違うとこ、先生と工藤氏の一番違うところは、自分を置いてる立場、姿勢、それが一番違うと思います。やっぱり先生たちは対教師、対生徒、そういう立場でどうしてもそこには上下関係ちゅうか、そういうものが生まれます。ところが、工藤氏はもうこういう子供の視点に自分を置いて、子供と同じ立場でものを考え、話をできると。だから、不思議なことに工藤さんとそのいわゆる子供たちがふれあい教室の子供たちが20分おったら、もう全部心が割って話してくれるっていうんですよ。だから、その工藤さんはよっぽど何かを持ってると思います。

一つは、全国的に有名だっていうのは、これもあります。子供たちの中に確かにあると思うん

ですけれども、確かに子供たちの心をとらえている。それは私は視点の違いだらうと。それから、工藤さんはやっぱり地獄を見た、そういう人間としてやっぱり全部を見極めていると、これは言えると思います。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） そういう地獄を見て、いろいろ悪いことも散々して、そういう子供の気持ちがわかる大人が来て学校が変わることであれば、今の教育者、教員ではもう無理があるということですか。

それと、ほかの子供たちの影響はどうなんですか。その人たちは要するに数十人悪いのがおるって話は委員会でも聞きましたが、その子たちのために入ったわけですよね。ということは、全然関係なかった生徒もおるわけですね。その生徒たちの影響というのも、お聞かせください。

○副議長（吉元 實君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 私がやっぱり工藤さんに一応相談に行った、依頼に行った一つの一番大きな原因は、いわゆる問題児の輪が小さくなるんではなくて、逆に広がっていったということです。このまま放っておったら、これは10人、20人になっていくだらうと、こう思って、今実際ふれあいルームに入りしている子供は十五、六人おると思うんですけども、そういうふうになつていて。これは何とか早く手を打たにやいけんと。もう先生たちの指導では限度に来ると、そう思ったので、工藤氏の力に頼ったと。

それから、一つは田川の方では、もうこういう取り組みをやつてます。ところが、それ以外にはこの取り組みはやっていませんので、恐らくこれ成功すれば、かなり注目される取り組みになるんではないかというふうに私は思っております。

以上です。

その輪が広がったということは、やっぱりまじめな生徒が被害を受ける、ここもやっぱり大変な問題だと思ったので、親の中にも署名をとったりして、何とかしてほしいという運動があつたことも事実でございます。それで、このままではまじめな生徒がだめになつていくと、こう考えましたので、こういう素早い行動がとれたというふうに私は思つてますけども、もうちょっと早くてもよかつたかなというふうにも今思つてます。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 素早かったか、素早くなかつたかというのは、見解の相違なんでしょうけど、決して素早くは私はなかつたんじゃないかなと思います。というのが、過去に椎田中学校もすごく荒れてた時期がありました。じゃあ、その時期にどうだつたか。そのそういう部外者、いろいろ地域の方々とか、PTAとかも一生懸命になって学校を建て直していく、建て直そうという経緯はあったと思いますが、その中で解決をしていったと思うんですね。いろいろ

あつたでしょうけど。

ですから、そういう過去の事例とかを——事例っていうか、そういう状況をやっぱり今の時代に当てはめるのもどうかなとは思いますが、こういう事態になる前に、まだ打つ手はあったんではないかなという感じがしております。

問題をもう少し引き下げる、要するに芽つていうのは中学校じゃなくて、小学校時代にあるとは思っておりますが、2番目に不登校、いじめとの問題ともこれ関連あるんですけども、その不登校児、いじめっていう原因が、今言葉の暴力とか何とか言いますけど、一番というか原因、今椎田中、小学校、築上町の小中学校にどれだけあって、それを教育長はどういうふうに把握しているのか、お願いします。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 工藤議員も御存じだと思いますが、一応不登校児の基準は、年間の欠席日数が30日を超えた場合に不登校という扱いになります。だから、極端に言えば4月は全国的にも不登校は1人もおりません。早いところで5月から不登校の子供が出てくるという、こういうことになろうかと思うんです。

今、具体的にもう名前を上げますが、築上町内で椎田中——小学校には不登校一人もおりません。椎田中学校、男子5名、女子1名、計6名。築城中学校、男子2名、女子3名です。現在11名の不登校者がおります。ちなみに昨年ですが、これは3月末までの統計ですけども、昨年は椎田中学校最終的11名、築城中学9名、椎田小学校1名、下城井小学校1名と、こういうことで22名、合計不登校者がおりました。それに比べますと、中学昨年合計で20名ありますから、ことし今のこの段階での11名というのは、かなり減っていると思います。全国的にも不登校者は少し、漸減、もう本当わずかですけれども、減りつつあるというのも、全国的な傾向であります。

その11名は今どうしてなのかというと、あそこの城井川の横に青空教室があります。青空教室に行ってる子供が4人、それから時々学校に来ていると。休みが多いけど学校に来てるというのが3名、それから、家にもう全く閉じこもってしまっているのが3名、それから、病気で通院している生徒が1名、そういうふうになっております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 数は大体今11名、椎田中学校、築城中学校で11名ということなんですが、その一番の原因についての調査なり、何が原因なのかっていうところまでは、教育長の方で把握してますか。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 11名全員については、私把握はしておりませんが、いわゆるその仲間外れにされたとか、無視されたとかいうことが原因で休んでいる生徒が何名というふうにつかんでおりませんが、数名いるということは事実です。これがいじめというふうになるんだと思うんですけれども、そういうことあります。

あとは家庭の問題がやっぱり多いです。家庭的な問題でできない、それから、何で家庭の問題かというと、もう昼夜が逆転です。昼寝ておって、夕方から起きてテレビゲームをして、朝起きられないと、そういうのがほとんどだと思います。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） いじめも多少はあるでしょうし、いろんなそういう家庭的な問題等で不登校等っていうのはあると思います。何年か前の旧椎田町の議会の中で、一般質問の中で、学力をつけるために、特に小学校の低学年に課外教師をつけたり、中学校の3年生ぐらい、受験を控えるというような話を教育長したと思うんですが、そのときにはいろいろ予算的な問題もあるしということで、実現には至らなかったと。

今回の場合は、学校が荒れて助役、教育長、町長相談をして、そういうことであればということで予算をつけてもらっています。暴力とかそういうのって目に目立ちますから、そういう対応っていうのはしやすいと思うんですが、学力とかいうのは、なかなか目に見えないですよね。それが原因で授業についていけなくて、不登校になったりとかいうことも、やっぱり私はあるんじゃないかなと思うんです。

ですから、中学校の問題に限らず、これはやっぱり小学校からのやっぱ問題をきちっと問題として取り組んでいかないと、また中学校でこういう問題が起こったときに、予算をつけて部外者にまた来てもらって、応援に来てもらってという繰り返しにもうならんと思うんで、小学校のときに何らかの手を打つというふうに私は考えますが、教育長の方で何かそういう取り組みについて今検討していれば。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 今小学校のいわゆる教科指導内容については、以前、昔と比べると随分充実しているのではないかと思います。確かに、その結果から見れば言葉は悪いんですけど、落ちこぼれの子供もおるだろうと思いますが、中学校に関しては、特に築城地区の同和地区出身の生徒に対して、ツウサン学級というんで同研センターで先生方が出ていただいて、特別ないわゆる学力をアップする、そういう指導、それは同和地区の生徒だけではありません。希望者はいらっしゃいということしてるんですが、要はやっぱり本人のやる気なんですよ。そういうふうにこちら制度はつくっている、用意はしてるけれども、土俵に上がってこないと、こういう子供が多いのは事実だと思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 何か取り組みはということで聞いたんですが、余り小学校に今のところ問題がないということで、よろしいんでしょうか。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 特に学力の劣る、いわゆる身体的な状況とか、学力が非常に極端に低いという子供については、特別な学級で指導しておりますが、今のところ小学校の場合は、極端におくれている子供というのはいないと、ちょっとこれは断言できるかどうかっていうのは、非常にあやふやすけれども、そりやもう実態から見たらいるのではないかとも思いますけれども、じやあ小学校でそういう子供に特別課外、高校で言うと課外になりますが、そういう指導ができるのかつちゅうと、なかなか今そういう体制がとりにくい、そういう状況にありますので、今のこの現状でいってするのが事実でございます。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 余り問題がないんであれば、それでいいんですが、今回みたいに築城で問題があった子たちも、夏休み前までは何もなかったって話を聞いてですね。学校の先生に聞いても、クラブ活動ですごく頑張ってた子たちも、中には数名おったと。それが休みの夏休み中だろうけども、こういう状況になってしまったっていう話を聞いたときに、やっぱりその学校にも何らかの目的とか、子供における努力も足らなかつたかなっていうのは思うし、中学になってからどうのこうのじゃなくて、小学校のときに芽があるなら、そういうのを摘むというか、そういう悪い芽は摘むような、そういうような何ていうか方法っていうのを、今から考えておった方が遅くはないと思うんで、今回の件みたいに逮捕者も出た、どうのこうのなってから治療をするんではなくて、もっと早い段階で治療というか、対応策を練るべきではないかということで、小学校時代にもう少し目を配ってしたらどうかという提案ですので、そのあたりは教育長の方でいろいろ現状はわかってるでしょうけども、こういう悲しい事件が起こらないように、目を配つてほしいなと思います。

続きまして、給食費の未納の問題なんですが、これも福岡県が全国でワーストの方に入ってたような状況で、我が町の未納の状況はどれくらいあるのかを質問いたします。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 給食費は、御承知のとおり給食費免除、家庭的な状況によって収入が低いという家庭の師弟7には、もう免除で給食費を徴収しておりませんが、平成16年の滞納額、築上町も総合計35万4,507円です。35万4,507円。平成17年度、昨年です。37万5,835円です。今年度を加えると、恐らくこのままいけば今年度で100万超えるだろうと、

こう思っています。それが今の滞納額の実態でございます。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） 免除以外で免除でない滞納額ですよ。

○教育長（神 宗紀君） そうです。

○議員（2番 工藤 久司君） じゃあ、それに対してのどういうふうな対応でてきてるんでしょうか。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 給食費の徴収については、もう学校に任せてるというのが実態です。

それで、これ先生方も非常に苦労します。家庭に取りに行く学校もありますし、それも先生たちは子供にわからないようにこれは配慮していますので、子供は自分の親が払っているのか、払っていないのかっていうのはわからない。そういう状況の中で、家庭に徴収に行くというのは、非常に神経使っているようでございますが、そういうふうな取り組みの中で、なおかつこれだけの滞納があると、こういうことです。実際取りに行けば払ってくれる親もおると、こういうことです。

○副議長（吉元 實君） 工藤君。

○議員（2番 工藤 久司君） この問題も、テレビ、マスコミ等で払えるのに、あんなまずい給食に払えるかとかいうように、何か言うような親もいましたし、この築上町の現状として払えるのに払えない金額というのが、平成17年度で約37万という認識でいいんです。

○教育長（神 宗紀君） そうです。

○議員（2番 工藤 久司君） じゃあ、これに対して今学校の方も努力しているということですし、わからないようにしないと、子供がまたそういうところからいろんな違ういじめの問題とかになるっていうような可能性もありますので、そのあたりは金額はふえていくっていうのが、非常に気になるところなんですけど、少しずつでも減っていけば、それなりに学校の先生たちも努力もしてるし、本来これを払わにやいかんものですから、本当に親の責任だと思うんで、そのあたりの取り組みなんかもいい方法があれば、また考えなければいけないなと思っておりますので、なるべくこういう問題が出ないように対応していただきたいと思います。

1番目の質問は、これで終わります。

2番目に、企業誘致についてです。

この問題も、有永議員の方から何点か質問がありましたが、企業立地課を設置した以上、やっぱり前回、前々回の議会でも町長と話をしましたが、任期中に1つぐらいは企業誘致を頑張ってしてくださいという話をしました。現在1年、約1年がたって、企業立地ができる何社と折衝をして、例えば視察に来た会社もあるのかなと思いますので、何社か視察に来て、何社と折衝した

のかがわからばお願いします。

○副議長（吉元 實君） 担当課長。

○企業立地課長（竹本 正君） 企業立地課の竹本です。4月に設置をされましてから、今日までの状況ですが、県の方から実は2件ほど打診がございます。ただ、これは規模面積が極端に大き過ぎる、小さ過ぎるということで、1件は実は3,000平米ぐらいの土地がないかということで、もう1件はちょっと10万くらいはないかということでした。いずれにしましても、もうどちらも適合するような適地がございませんでしたので、現地調査というところまではいっておりません。

それから、あと問い合わせが5件ほどございました。これについては、まず一番問い合わせの大きいのは、インターネット環境がどうかということですね。やっぱり企業は情報、そういうものの収集関係で、やっぱりインターネットを対応いたしますし、そういうことで光回線が来ているのかどうかという問い合わせ、それから、主要な道路とのアクセスがどうかということ、それから、公共交通機関との連携がどうなっているのかということ、それとか、周辺の住居、民家の配置状況、そういうものの問い合わせの内容となっていました。

ただ、できましたらお名前と、それから現地案内をということで申し上げておりますけども、まだそこまでの状況じゃないと、下調べの段階だということで、いずれも現地調査までには至っておりません。それが大体の今打診があつた内容です。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 工藤久司君。

○議員（2番 工藤 久司君） 何社か問い合わせもあるみたいですし、先行き希望が持てるのかなというような気はしますが、昨日の有永議員の質問の中で、町長は土地がない、進出まではいま一歩というような発言をしましたが、そのいま一歩ということは、もうそこまで來るという認識なんですが、それでもやっぱり我が町にはなかなか企業誘致という形で実現しない。その原因というのは一番何と考えますか。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 企業に聞いてみらんとわからないけれども、触手はあるけれども、最後にはやっぱりちょっと断念しようと。一番最初に僕も皆さんに報告しましたけれども、アスティアという会社が、ほぼ来そうな感じだったけれども、会社の都合で——これは会社の本当都合かどうかわかりませんけど、そういうことで行橋と両方照準調べて、行橋も来てないようですので、会社の都合でということで断念したという報告もいたしました。

その間、やっぱりいろんな形で私の耳にも大分入ってきてますけれども、基本的にはまだ食品会社とか、それから市場、それをしたいからとかいうことで来ておるけれども、ちょっと虫のい

い話もあるんで、これは市場なんか金をやっぱ町で土地を買って、建物建てて、そしてさせてくれと、そんな虫のいい話ないよと。土地出しあはするけども、全部おたくでやってくれというような話、それから話が来てないようでございますけど、だから食品関係も若干進出したいという話もありますけど、やっぱり水がネックだと考えてます。実際はですね。

やっぱり食品会社とすれば、水を使う企業はやっぱりダムから水が欲しいという形になれば、やっぱり水道水は高いものになるという一つの考え方ございます。だから、やっぱり自家用の水源を持ちたいというふうなことで、果たしてそれが確保できるかとか、いろんな問題。

そして、もう1点は、やっぱり土地の条件ですね。やっぱり自分にあった、先ほども課長からも申しましたけれども、その企業にあった土地の面積が確保できるかという問題もございます。

だから、企業が積極的に来たいという形になれば、私は有永議員のときも申しましたけれども、農振の問題引っかかりますけれども、農振解除と、いう形でこれは県の農政部、それから九州農政局の方に積極的な働きかけをしながら、農工、農村工業導入という法律がございますんで、この法律に引っかけながらでも何とか理解を求めて、農振の農用地区域の解除を、これを申請してもいいがなと、このように考えておりますし、やはり今言ったネックというのは、やっぱりいろんな諸条件、まず土地条件ですね。それがやっぱり一番ではなかろうかなと考えておる。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 工藤久司君。

○議員（2番 工藤 久司君） 企業立地課を創設した以上、やっぱり何らかの費用対効果じゃないですが、成果を上げるべくしてこの課を設置したと思うんですね。今水がネック、道路の問題、アクセスの問題等々あるとは思うんですね。要するに今町長、昨日の答弁でもそうでしたが、企業が来てくれるならっていう答弁が多いんですね。そうではないと思うんですよ。

町長みずからトップのセールスマンとなって、来てくださいと、現実みやこ町には、御存じだと思うんですが、ダイハツ関連のオームの部品を納入する会社が決まっております。平米数が何と1,400、1反ちょっとぐらいですか。そういう会社でも従業員が17人体制とか、いろいろな効果が出てくると思いますよね。隣の町でですね。

ただ、我が町には悲しいかな、打診はあるけれども、そこまで至らない。ただ本当に水だけの問題なんだろうか。道路だけの問題なんだろうかって考えた上に、やっぱり私は町長のやる気の問題が一番だと思ってるんですよ。ですから、どういう場所に今まで、これは築上町になってから課はできましたけども、その旧町のときからも、町長は第一課題にして企業誘致を進めていくんだという意気込みの話もしてましたし、今までどの程度そういう業者に折衝してるのか、今後の予定があればお聞かせください。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 企業立地課が4月、これはもうやっぱり立地課を持つより持たない方が、企業にとっては私はイメージがいいと思いますし、そういう形の中で職員一生懸命やっております。しかし、一朝一夕にあなたが言うように、じゃああなたがやつたら来るかというと、それも来ないと思います。やっぱり誠心誠意企業誘致をやるという一つの考え方を持ちながら、企業もやっぱり僕は選択しながら来てもらわなきやいかんと思います。

実際、やはりこの地域の貢献していただける企業というふうなことで、何が何でもという形になつても困ります。いろんな産廃絡み等もございますので、こういう企業が来られても私は困ると思う。事あるごとに、例えば自衛隊の航空祭あたりでいろんな企業の方見えてます。そういう形の中で、三菱関係ですね、ぜひ航空機産業こっちに来てくれんかとか、そういう話は僕はやつておるわけですけど、やっぱりなかなか土壌的なものもあるかもわかりません。

そういうことで、とにかくやっぱり宣伝をして、ここに来てもいいよという気持ちを受け付けなければ、私は行き当たりばったりいっても、そんなに企業は進出してくるもんでもないし、お互いやっぱり気の合う形で、ぜひこの築上の地に根をおろそうかという気持ちになるような、やっぱり何らかのきっかけを持ちながらつき合いをしていくと。

そして、やっとこの築上の地に来ようかと、そういう企業でなければ私はならないと思ってますし、そういうことで気長くやらなきや、きょう立地課をつくったから、企業来んじやないかと、そういう論法では私はいけないと、このように考えております。

○副議長（吉元 實君） 工藤久司君。

○議員（2番 工藤 久司君） きょうつくったから、そんな来るわけないと私はわかってますし、今町長が言うように宣伝をしなければいけない。どういう宣伝をしてるかですよ。じゃあ、企業立地課が県に行って、うちの町にどうぞっていう話が本当に立地課の課長あたりは行ってますか。町長、助役行ってますか。

ですから、宣伝っていうのは、じゃあ何なんですか。ただここで指をくわえて待つののが宣伝じゃないでしょう。ですから、私はそこを町長に、町長なり助役にどんどん外に出て、うちの町を売り込んで、その何ですか、とんでもない広大な土地が要るような企業ばっかりが企業じゃないでしょう。みやこ町みたいに1,400平米ぐらいの企業だって企業なわけですから、そういうものに目を向けるのも一つの方法だと思うんですね。

ですから、今の答弁を聞くと、何もしない。来たら土地の話もします、今までじゃあどういう形で宣伝をしてきたのかっていうところの話もないでは、これは企業は来ませんよ。課を設置した意味がないじゃないですか。

ですから、そこの取り組みをどうしてのかっていうのが聞きたいんであって、どう宣伝しているのかっていうのを、もう一度町長答弁してください。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 立地課をつくって、これは当然宣伝をやってますよ。あなたがそれは知らないだけでね、県の立地課に足を運び、そしてトップセミナーとかいろいろなものございます。この前も北九州の方でセミナーございましたが、そこにも行ってちゃんと名刺は配っておりますよね。だけども、やっぱりあなたが批判するような形では企業は来ないっていうことでございますし、なかなか一朝一夕には企業来ないんですよ。

企業もやっぱり商売やってますからね、いろんな調査をやって来るでしょう。そういう形の中で、信頼関係をつくったところで企業誘致しなきやいかんという、私はそういう信念でやってますし、今来ないからという、それは当然批判もあなたが、おたくが批判するでしょうし、そういうことで私は謙虚に受けとめたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 工藤久司君。

○議員（2番 工藤 久司君） これを非難ととるのか、とらんのかあれでしょうけど、私はですから、せっかく課を設置した以上、余り私たちの耳にも実際に企業がどうだとかって話もないし、こういう議会の場じやないと、今数社が名前は言わんけど、電話で依頼があったとかっていう話は聞けないわけですから、聞いてるわけで、聞いた中で今言うように、町長のトップとしての姿勢がどうなのかなっていうのを感じたまでで、非難は町長しているわけじゃありません。もっと頑張ってくれという、どちらかといえばエールを送ってるわけですから、そのためにいろんなことをしなければいけないことあると思うんですね。

今言ったセミナーに参加して、名刺配るのも一つでしょう。ただ、その課を設置した以上、何らかの答えが出るように、いまいっぱいじやあふんどしを締めて、鉢巻き巻いてやってほしいなと思いますし、その町長政策の中で、前回も少子化についても何かどうでもない。じゃあ、企業誘致をするっていうのも、じゃあ町長の中でどの程度本気なのかっていうのを知りたいんですね。

立地課をつくった以上は、やっぱり本気でしょう。けど、今になると、何かそう本気のように感じられない私だけかもしれません、そういうところの感じをもう少し全面的に出して、任期までに絶対1つは持ってくるんだという意気込みが聞きたかっただけであって、その意気込みをもう一度最後に聞かせてください。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 当然、この地域の産業を誘因するためには、企業を持って来て、そしてまだこれが農業、商業の振興になると、これはもう当然わかっておりまし、だからそのために、今企業誘致よりも立地という一つの考え方でエタノールの関係をすれば、立地して新しい産業もこっちにできると、そういう一つの観点もあるわけですね。

ただ手をこまねいて企業が来るんじやなくて、こっちの方から仕掛けをして、企業をつくろう

じゃないかという、こういう考え方も私はいいんではなかろうかということで、今地球環境問題とエタノールということで、今全国で取り組んでるのは、3地域しかございません。これをやっぱりいち早く、この西日本の方では、我が町が取り組んでおるということで、そのとこもちやんと見ていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 工藤久司君。

○議員（2番 工藤 久司君） またエタノールが出るとは思いませんでしたけど、エタノールは研修に行きました。これを、こんなところで来て商品になるのか、それが産業になるのか、助役が一番よくわかっていると思います。議員皆さんわかってると思います。行ってよかったですと、これはしたら失敗するよという認識で、議員は私だけじゃないでしょう。何人かの議員と話しましたけど、これはちょっと無理だろうなという見解で帰ってきてますから、そういう夢物語は、もう何か寝ていってくださいっていうだけなんですね。

ですから、もっとそうじゃなくて現実的な話をしているわけで、もう少し町長のトップとしての姿勢、その企業を誘致するんだという意気込みをもう少し全面的に議会に対しても、住民に対しても、しっかり示してもらう、示すことが企業も来るんじゃないかなと考えております。

エタノールはもう一度町長、よう考えて、そっちばっかりに走らないように、私の方から提案しまして終わりにします。

○副議長（吉元 實君） 2番、工藤久司君。の質問を終わります。

.....

○副議長（吉元 實君） 続いて、8番、西畠イツミ議員。8番、西畠イツミ議員。

○議員（8番 西畠イツミ君） 通告に基づきまして質問いたします。

住民税増税にかかる予算の使い方についてお尋ねいたします。

税収分、税収増分は住民の暮らし、福祉、教育に充てられないかをお尋ねいたします。

この12月議会は、来年度の予算編成に向けての重要な議会と思っています。そこで、税収がふえた分、来年度の住民の福祉や教育に予算を重点的に使うようにできないのかを、今年度から公的年金等控除が縮小され、老年者控除、住民税では48万円、所得税では50万円が廃止されました。その上に、定率減税も半減されたことにより、町民の負担がふえました。負担がふえた分は、町民に還元すべきです。むだ遣いを節約して、町民のサービス向上に使うべきですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 西畠議員が質問ですけれども、住民税増税にかかる予算の使い方という、一応これは国の方税法、それから所得税法の改正で、定率減税による分が、これがなくな

りまして、これ10%ですね、今まで減税されておったわけですけれども、これにかかる金額が約3,500万ほど町の町民税ふえます。それから、老年者控除廃止による分が、約これが800万から900万ぐらいのところで、この分も町民税ふえるわけです。そして、公的年金の控除の減額、これは65歳以上の方が対象でございますけれども、これが約800万ぐらいの町民税の増収となる。合計で約5,100万から5,200万ぐらいの増収になるんではなかろうかなど考えております。

がしかし、この5,100万がふえた分は、地方交付税が削られるという悲しいかな、いわゆる3割自治と言われますこの築上町、交付税を頼りにして生きております。そこで、基準財政収入額と基準財政需要額という形の中で、需要額から収入額を引いて足りないものが交付税で来るということで、収入がふえれば、交付税が減るという形になります。

こういう形の中で、少しあはこの増税の中で、約25%だけ純然たる増収になると。交付税は75%しかいただけませんので、約この分が1,300万ぐらいの収入になるということで、これを西畠議員は福祉や教育に充てられないかということでございますけれども、すべてのこの一般財源の中で、うまく割り振りしながらということで、当然福祉も合併してから充実をしたような形で、教育も私は充実をさせるという意味で、予算を重点的に配分しておりますし、これだけをプラス教育や福祉に当てるというわけにはいかない。やはり歳出全般のものに少しづつ充てていくという考え方で対応してまいりたいと、以上考えております。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） ただいま町長は、交付税が減らされるというようなことを言いましたが、確かに税源移譲で住民税がふえれば、交付税は減らされます。でも、町民から見れば、負担がふえるわけです。負担がふえた分は、町全体の中でむだ遣いの部分があるのかどうかとか、そういうことを節約するところがないか、総点検して精査して町民のために使うようにすべきと思います。

先ほども少しづついろんな施策に使いたいと言われましたが、住民税がふえると、連動して国民健康保険税や介護保険料もふえます。定率減税廃止や老齢者控除の廃止、公的年金控除がなくなることによって、19年度の収入増は、先ほど町長も言われましたように、5,183万ほどあります。税収がふえた分で、きのうもいろいろ質問されておりましたが、寒田線のバス路線の利用者に補助をするとか、国保税や介護保険の保険料や利用料の減免制度を設けるとか、高齢者や町民の願いにこたえられる施策を町長は進めるべきだと思います。

先ほども少しづつすると言われましたが、やはりそういう強い要望がある部分は、ぜひそういうふうに使っていただくようにしていただきたいと思いますが、もう一度お尋ねします。そういうお考えはございませんか。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 今、先ほど私が申したとおり、これは色のついた金ではございません。

町民税という一般財源ということで、これは先ほど西畠議員いろんな形で、そりやもう当然歳出削減に努めておりますし、これをさらに今この税法改正分で5,000万というのは、純増じやないんです。

先ほど私が申しましたけど、1,000万ちょっとがふえるという形になります。そして、19年度からは所得税と、それから住民税の割合が逆転します。そういう形の中でも、わずかしか町の何ていいますか、純増、交付税が減るのを考慮すれば、四、五千万しかふえないような状況なんですよね。そういう形の中で、これは一般財源という形で効率よく私は使っていかなければいけないと思っておりますし、これが町民生活に関係するような形、新しい制度をつくるような金額ではないというのを理解していただきたいと。

少しずつはサービス向上には、このお金を使っていくという考え方でありますけれども、そんなに西畠議員の言うような国保を減免するとか、先ほど白石議員からもございましたけれども、そんな余裕のある財政ではございませんので、そのところは、あなたは言いつ放しでやはりこれをせえ、これをせえという要望いつも出てまいります。しかし、私は政策を実行する者として、それはやりたいけれども、やれないというのが現実でございますので、そのとこを理解していただきたいと思いますし、地方税法の改正という形で、これは国の赤字財政ともかんがみて税法改正が行われておるし、それから三位一体という考え方から、所得税が減って住民税がふえると、こういう地方への税源移譲ということで、国の方がした形だと理解していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） 確かに大変なことはわかります。わかりますけど、住民の暮らし、安全を守るのは町長の責務ですので、1,300万円の純増とは言われますが、この中に特に要望の強いものを、それから実現可能なものはぜひやっていただきたいし、そういう答弁をしていただきたいんで、再度質問したわけですから、ぜひ来年度予算を編成するときには、要望の強く、そして実現可能な部分から取り組んでいっていただきたいし、むだ遣いがないかどうか、もう一度精査していただきたいと思います。それは肝に銘じて3月議会のときの予算書に反映してもらうようにお願いいたしまして、次の質間に移ります。

築城基地についてですが、通信訓練の内容についてお尋ねいたします。

どのような内容なのか、またいつ行ったのか、今回このような通信訓練を初めて行ったのかどうか、詳しくお聞かせください。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 築城基地の通信訓練の実施ということで、これは10月19日に町の方にお知らせということで通知が来ております。この目的は、基地周辺の災害派遣の活動を一応想定した形の通信訓練ということで、この築城基地の近くで中継候補の現地偵察ということで、4カ所の山の山頂を一応予定しておったようでございます。

本町関係は、国見山の山頂ということで、あとは苅田町、それからみやこ町の大坂山、それからクラモチ山っちゅうのが、これどこですかね、これは赤村か添田かどつか、その辺ですかね。4カ所一応山頂からの通信訓練と。そして、あと中継候補地ですね、これがね。そして、あと通信訓練というのが全体で9カ所一応場所選定をして、本町関係は築城インターの付近と、それから椎田中学校の付近、それから下城井小学校の付近、それからアグリパークの駐車場と、4カ所がここで一応中継地からの通信を受けるという形で、これが訓練がされておると。

目にちは、10月の本町の分は31日に行っておるようでございます。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） これは災害を想定しての訓練だと言われましたが、本町に關係ある国見山に至っては、朝8時から午後5時までの予定で訓練してるわけです。ほかのところは、高城山、大坂山、クラモチ山に至っては、午後からしかしてないわけですよね。そうなると、本町のその国見山にそういう通信基地がつくられるんじゃないだろうかというふうな、無線中継地ができるのではないかというふうに思われるわけです。そういうことがないのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（吉元 實君） 町長。

○町長（新川 久三君） これは通信訓練の実施についてのお知らせですね。そんな設置とか何とか仮定のことは、ちょっとお答えできないんで、もしつくるんであれば、正式につくるという通知が来ると思いますので、それは西畠議員の思い込みであるというふうに私は思います。この中継基地になるというのは、全く聞いておりません。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） 町長は私の思い込みと言いましたが、これが築城の自衛隊がするんだったら、思い込みで笑えるかもしれません、これは今米軍再編による岩国基地の強化に向けて、空域調整なるものが今進められております。緊急時使用に、この通信中継地が使われるのではないかと、大変危惧をされておりますので、そのようなことがないのかどうかを、今聞いたわけです。

多分これは訓練のどういうことをしたかという内容とかいうのは、知らされてないと思いますが、そういう危惧が考えられるから質問したんですけど、もう少し詳しく今課長の方が補足する

というふうに言わされましたので、ぜひ聞きたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 総務課、中村です。4カ所の山の中継候補地ということで上がっておりますけども、一応車に登載した無線車ということで行うということだったんですけれども、結局車の方が上れないということで、山からの中継は断念しているようです。それにかわりまして、赤幡のカノト公園、ここからやってみて、一応平地では行橋の方向がちょっと悪くて、あとは大体通じたということで、中みとしましては、基地を設置するというような話は聞いておりません。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） はい、わかりました。詳しい内容がわかりましたら、ぜひ全協で知らせていただきたいと思います。

次の質間に移りたいと思います。教育問題についてです。初めに、数値目標や教員評価制度で、いじめはなくなるのかと。それから、3番目の学力テスト実施で、学力向上はするのかについて、一緒に質問したいと思います。

筑前町や北九州で、また全国でいじめを苦にした自殺という心の痛む事態が起り、いじめが深刻な社会問題にもなっています。競争とふるい分け、管理教育が強化されているのも、関係があるのかなども考えられます。

学力テストの結果を県平均を目指し、数値目標を掲げることは、学校現場が点数競争が行われ、行き届いた教育ができないのではないかと、そういうことも関係があると思われます。

先ほど白石議員の質問に、教育長は行き届いた教育ができる環境をつくりたいと言われました。ぜひ行き届いた教育ができる条件整備をやってもらいたいと思います。

教員評価制度は、実施されているのかお尋ねします。学力テストで成績が悪くて、不人気校になつたら予算をつけないという教育再生プランがうたわれておりますので、教員評価制度、それから数値目標は設定しているのかどうかについて、お尋ねいたします。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 町内の学校に一応これ確認いたしましたが、学力テスト、いわゆる実力テストに向けて数値目標を設定して、その指導している事情があるのかと聞きましたところ、町内の学校は1校もございませんでした。だから、数値目標を上げて、本校は平均点より何点上をとると、目指すということで、それに向けてつき進むというようなことはしていないということです。

ただ、教員評価制度については、今年度から本格的になるということでございます。これは、

今もう御承知のとおり、能力主義といいますか、私も実態現場を見ると、やっぱりそれは感じるんですけれども、免許更新の件も含めて、やっぱりむしろこれは先生たちの励みにしてほしいと、こういう願いを持っているところです。

だから、この教員評価制度が現場におりてきて、先生たちは自分の点を上げるために生徒を置き去りにして、いじめがふえていくという、そういう構図にはならないと私は思っていますけど。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） はい、わかりました。数値目標を掲げてしてないということですが、免許更新制度については、先生の励みになるというふうに言われましたが、私はそうじゃないというふうに思っておりますが、これはまた後日質問したいと思います。

来年全国一斉に、小学校6年生と中学3年生を全員を対象にした学力テストが行われます。学校ごと、自治体ごとの平均点が公表されるということになっています。これが平均点が公表されれば、平均点を上げようとテストのための取り組みに偏重して、子供の学びをゆがめるのではないかとか、できる子、できない子をつくるのではないかといろいろ心配が起こってきます。

そういうことが起こるのかどうかと、それから、学力テストの結果、習熟度別クラス編成にするのかについて、お尋ねします。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 実力テストの成績を公表するというのは、どこでお聞きになりました。まだそこまでがないんではないかと思うんですけど、私は学力テストは、子供の学力向上につながるというふうに思ってます。現場で生徒を指導している教員にとっては、自分の教えている子供たちが全国的にどのレベルにおるのかっていうのは、これはやっぱり常に気になるのが正直なところだと思います。それで、それをまたつかんでおかなくちゃならん。それから、その学校、その学校での強化の、やっぱり例えば算数は得意だけど、国語が苦手だと、そういうような結果がはっきり出てくるわけで、それはまたあしたからの教科指導に即生かせますんで、子供の学力に私は直接的な関与があるというふうに考えています。

僕自身も、高等学校でも常に実力テストをやって、その劣っているとか、低いところを補充するようなそういう指導をしてきましたから、教員にとっては非常に厳しいんですけども、それは子供のやっぱり学力向上に直結するというふうに思っております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） 今平均点の公表についてと言われましたが、これは現在教育振興基本計画の中に、全国一斉学力テストを行い、平均点を公表するというふうに書かれておるもんですから、私たち質問いたしました。

すべての子供の学力向上に向けてのテスト結果を利用するのであれば、私は問題ないと思いますが、それによってできる子、できない子ですね、その格差が入ってくれば、さらに子供たちの心のストレスというのがたまって、それはけ口としていじめの問題とか、いろんな問題が起こるのではないかどうかというふうに私は危惧しておるわけです。

それで質問いたしましたが、先生たちの子供に対する指導の内容を振り返るためにも、必要であれば私は別にあればしませんが、そういうふうにできる子、できない子に振り分けて格差を学校の中に持ち込むようなことのないように、教育長十分注意を払っていただきたいと思います。

次の質問になります。

2番目の加配教員の実態についてですが、支援加配教員はどのような形で授業に入っているのかをお聞かせください。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） 一応築上町内の加配教員の配置実態をお知らせいたします。

町内、椎田小学校で児童生徒支援加配が1人、指導法工夫改善が2人、計3人です。それから、葛城小学校、指導法工夫改善が1人、児童生徒支援が1人、八津田小学校、指導法工夫改善が1人、それから椎田中学校、支援指導法工夫改善が2人、それから児童生徒支援が1人、それから、築城の方にまいりまして、築城小学校、児童生徒支援が1人、それから指導法工夫改善が3人、それから、上城井小学校、児童生徒支援が1人、下城井小学校、児童生徒支援加配が1人、それから、指導法工夫改善が1人、それから、築城中学校、生徒指導支援加配が1人、それから指導法工夫改善が2人と、以上の学校にいわゆる加配教員が配置されております。

その中で、児童生徒支援加配という教員は、いわゆる昔同推と言ってたこの先生方で、同和教育に主に携わると、こういうことでありましたが、昨年県議会で共産党議員から質問が指摘がされて、それはいけないということになりましたので、もうこの築上町内では改めまして、本来——本来といいますか、こういう姿じゃないといけないというふうな方法での支援加配の仕事を、今現在しております。

というのは、具体的に言いますと、授業の中では各教室の中に入つて、いわゆるチームティーチングと言いますが、一人の授業に2人の先生でやると。加配の先生が手伝いに入る、そういう形での指導、それから生活指導に携わるし、もちろん給食指導とか、そういうものにも携わっておりますし、問題を抱えてる、あるいは気になる子供についての家庭訪問とか、それからこの町内には、学校エンブ会という会が、これ西畠議員さんも御存じだと思いますけど、保育園から高等学校の先生まで入つて、学力の保障についてどうしたらいいかと、こういうことを研修の計画を立てたりする、そういう仕事に携わっておりますし、問題はないし、こういうふうに考えております。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） 私がその加配教員の実態をお尋ねしたのは、今椎中は落ち着きつつありますが、築城中で現在いろいろな問題を起こしてはいるんですから、こういう支援加配教員が、そういう子供たちを受けとめてやっていただけたら、落ち着くのではないだろうかと思いまして、この実態についてお尋ねしたわけですが、先ほどのほかの議員さんの質問に対して、別に非常勤講師として3名の方がふれあい学級というのをつくられて、そこでそういう子供たちの受け皿になっているということをお聞きしましたので、この問題については、別にこういう支援加配教員をどうせ、こうせということではございません。ただ、そういう教員がいるのであれば、そういう問題を抱えてる子供たちに対して、もっととかかわっていただけたらなと思いまして、質問いたしました。

次に、放課後、子どもプランで学童保育はどうなるのかについてお尋ねいたします。

放課後の安全を守るために、教育委員会が主導して両事業を実施するのか、小学校の放課後対策事業、放課後子どもプランは、一体化で学童保育はなくなるのかを質問いたします。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） この放課後子どもプランという内容ですけれども、これは放課後、あるいは週末、その地域の子供たちが安心、安全に過ごせる場所の確保といいますか、そういう場所を提供すると。中で勉強をしたり、スポーツをやったり、文化活動をやったり、そういう子供の居場所づくりをするというのが、その子どもプランの内容でございます。

特に少子化傾向のこの日本等にとっては、非常に重要な意味のある計画だというふうに考えております。現在、町内では学童保育を行っておりますが、これプラスこういうこの形の計画が入ってまいりました。これはもう指導、何ちゅうか、プランによりますと、小学校の余裕ある教室を活用しなさいというのが、その本来の指導、計画のようでございますけれども、我がこの築上町内では、来年度この議会、行政、学校、PTA、あるいは住民あたりが参加する運営委員会を設置する必要があるだろうと。そして、その対策、計画、そういうものを実現、実行に向けての計画を立てていく必要があるんではないかと思います。

現在やっている学童保育は、これでなくなるということではなくて、プラスそれにプラス同じ形、同化した形で行うと、そういう形になるんではないかと思っております。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） 運営委員会を開いて、向上に向けてのその対策を問うということは、大変すばらしいしありがたいことなんんですけど、放課後子ども教室を既存の政策を使い、実施する場合、今行われている地域子ども教室が次年度から実施できなくなると言われておりますが、これは本当でしょうか。

それと、町の判断で学童保育を廃止して、一体的に実施される可能性もあるというふうに聞いておりますが、そういうことはあり得ることでしようか。

○副議長（吉元 實君） 教育長、神君。

○教育長（神 宗紀君） この計画については、これ福祉課もちょっと学童保育の関係がありますので、一緒に手を携えてといいますか、今後会議を開きながら前向きな形で取り組んでいかなければなりませんというふうに思っています。具体的なことについては、まだ今の段階では考えておりません。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 西畠君。

○議員（8番 西畠イツミ君） ゼひ学童保育、今町長が6年生まで拡充していただいておりますので、残していただきたいと思います。

それと、このプランで全学年の子どもたちの遊びと生活の場で、いろんな地域の方たちと触れ合い、そして縦社会と言っていいんでしょうか、私たちが子どものときは、いろんな年齢の子どもたちと遊んだ経験がございます。今の子どもたちは、そういう経験が少ないものですから、ぜひそういう経験を積ませる場をつくってもらいたいと思います。これは来年度のことですので、十分協議をされて、どの子にも利用できるような、そういう施策にもっていっていただきたいと思います。これは要望です。

これで私の質問は終わらさせていただきます。

○副議長（吉元 實君） 8番、西畠イツミ君の質問を終わります。

.....

○副議長（吉元 實君） 続きまして、20番、辻上浩君。辻上君。

○議員（20番 辻上 浩君） 私は、後期高齢者医療制度について質問をいたします。

この制度は、ことしの第164国会で成立しました医療制度を変えるということになったものに伴うものの、重大な制度の改悪であるという私は認識を持っておりますが、簡単に言いますと、この後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方、いわゆる後期高齢者と言われますが、こちらを現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離して、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度とすると、こういうことが決まったわけあります。

現状におきまして、今さまざまところで心配されておることは、新制度の最大の問題として後期高齢者の医療給付費がふえれば、後期高齢者の保険料の値上げに即つながると、こういう仕組みになっているのではないかと指摘されていることです。そのことが今まで受診抑制につながり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすと、こういうことがあわせて懸念をされております。

そこで、今回大体国の方の指針、制度導入は2008年の4月から実施ということですが、それに向けて早いところではこの議会から、後期高齢者医療制度を運営する主体である広域連合が設立されると。そのための規約が上程されるのではないかということが言われておりましたので、本この質問を一般質問として取り上げたわけありますが、当面その広域連合の規約の議決が、これをやっていく上で必要だと思いますけれども、この規約の議決を含め、2008年4月の施行までの日程、この当町における段取りというものはどうなっておるかを、まず質問いたします。

○副議長（吉元 實君） 担当課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 住民課、遠久です。ただいまの辻上議員さんの質問にお答えしたいと思います。

ことしの9月から広域連合設立準備委員会が設けられています。そこで、今辻上議員さんが言われたように、条例、それから規約等、本議会で説明では12月議会に上程をして、議決をいただくという説明を受けておりましたけど、準備委員会の方でちょっと手間取っておって、聞きましたところ、最低でも今度の3月議会に上程をして、案を上程しまして、議会の議決をもらうようになっております。

それで、早ければ案ができ上がりましたら、臨時議会等あれば、そのときにお願いするというような形になっております。それで、19年の4月から広域連合が県1本としまして運営されるわけですが、そのための1年間は保険料の決定等、いろんな形になりまして、それから20年の4月から実際に広域連合が動いていくというふうな段取りになっております。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 辻上君。

○議員（20番 辻上 浩君） これが施行されることを対象とされる、築上町における後期高齢者の対象人数が現在わかつておれば、あわせて説明してください。

○副議長（吉元 實君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 申しわけありませんが、後期高齢者、75歳以上のちょっと人数は今のところつかんでおりませんけど、ことしの10月末で老人保健の医療対象者は、築上町としまして2,601人というぐあいになっております。よろしいでしょうか。

○副議長（吉元 實君） 辻上君。

○議員（20番 辻上 浩君） この法律によれば、対象は75歳以上の高齢者ですが、あわせて65歳から74歳までの寝たきり認定を受けた高齢者も、あわせてこの対象になるというふうに指摘されておりますが、この点については、まだじやあ掌握されてないということですね。

○副議長（吉元 實君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 数はすぐつかめると思いますので、つかみ次第報告したいと思いま

す。

○副議長（吉元 實君） 辻上君。

○議員（20番 辻上 浩君） こういう現状から見れば、これらだけを被保険者として、そしてこういう医療制度を切り離してつくっていくこと自身が、医療給付費がふえれば、結局保険料の値上げにすぐつながってしまうと、こういうふうな仕組みが、今の医療の現状から浮かび上がってくるということが指摘されております。

あわせてこの問題は、大事なことは、介護保険と同時に年金天引き方式で、わずかな老齢年金の中から、基礎年金の中からでも、これらの保険料が天引きされてしまうと、こういう仕組みもあわせて持っております。

したがって、介護保険と、それからこれらの後期高齢者の医療保険と、これらをあわせて月額一体幾らになって天引きされていくのかと、こういうところも今試算をされているところですけれども、担当課においては、まだこれらの試算も十分ではないのでしょうか。

○副議長（吉元 實君） 住民課長。

○住民課長（遠久 隆生君） 担当課の方でも、現在のところ試算等行っておりません。県の連合今準備会の方で、事務を進めていると思います。県一本として運営して、みんな県一律の保険料となる仕組みでございます。

○副議長（吉元 實君） 辻上浩君。

○議員（20番 辻上 浩君） 一番大事なところである対象者がどれぐらいいて、その対象者が現在どういう所得を含めて収入の状況にあって、そしてそれらが現在どういう医療機関にかかっていて、状態にあるのかと。それらを把握した上で、当然規約なり、これらの医療制度のスタートに当たって必要な条件になってくると思います。

そこで、町長にお尋ねしたいんですが、3月の議会なりに広域連合に必要な規約を提案する際に、現在被保険者である75歳以上の方の置かれている状況や、また今の65歳から74歳までの寝たきり認定を受けた高齢者の方の状況、こういうことをやはり詳しく議会にわかるように、きちんと報告していただきたいということと、それから、これらは広域圏での議会でありますから、結局代表としてほんの数名しかそこに出で行って意見を言えないという状況になります。

それですから、どのようにして住民のそれらの現在の置かれている状況をきちんと反映するかと、そういう手立ても必要だと思います。そういう点でのお考えも持つて臨んでいただきたいと思いますが、町長の今の時点でのお考えをお尋ねいたします。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） この後期高齢者医療制度ということで、私はいい制度だと考えております。というのも、国民皆保険の中で、一律75歳以上の方が同じ保険に入ると。本来なら、今

健康保険も、国民健康保険、社会保険、共済保険といろいろございますが、私は統一して同じ枠で運営するのが妥当じゃないかなと考えておるところで、これは国のやることでございますし、しかしこの中で我々が今連合をつくろうということでやっておりますが、これは介護保険みたいな形の連合ではございません。県下すべての自治体が加入する連合ということで、福岡市も、北九州市も加入します。すべての福岡県の自治体が加入する連合ということでございます。

こういう形の中で、本来なら県がやってもいいんではないかという話もあるんですけれども、やはり市町村が事業主体だという考え方で、じゃあ連合でやろうということを、非常に私はこの問題いいと考えて、というのも、あと財源といいますか、これは公費が約5割ですね。これは国、それから県、市町村ということで、5割のうちの4割が国が払います。そして、県が1割、町が1割と。そして、残りの5割の中で、これは後期高齢者に該当しない方々が財源を4割という形になれば、今の健康保険関係の中から拠出をしていくという形になる。最終的に、後期高齢者が負担するのは、1割の医療費ということで、今の老人医療と変わりないというようなことで、これは被保険者にとってはいい制度になってくるんではなかろうかなと。しかし、若い人の負担はふえるという形になります。

だから、そういう形の中で、これが今の老人保健制度の切り離したところの形で保険制度ができるということで、この問題、運営については、またいろいろ連合の中で議論されていくと思います。

今でも準備委員会ということで、これは各町村長会の会長が委員になって、この築上地域、京築では吉富の町長が会長をしておりますんで、吉富の会長がこの委員になっておる。そして、幹事も吉富の課長と。そして、この築上町からは、給付の関係で一応係長をこのスタッフの中に派遣をしておると、こういう状況でございます。

またいろんな情報があれば、皆さんにお知らせしたいと思いますし、まず9月の議会でもチラシを皆さんにお配りしたのを覚えておるんじやなかろうかなと思います。

以上です。

○副議長（吉元 實君） 辻上君。

○議員（20番 辻上 浩君） 制度としていい制度と言われましたけれども、これにおきましては、例えば滞納した場合は、やはりこれは今までの老人保健と違って、今回の場合ははっきりとこれは短期の資格証の、短期の保険証、それからさらには資格証明書の発行と、こういうところまで検討されてるところですから、はい。そういう内容をも伴っていくということで考えれば、大変危険な面を持った制度としてスタートするような形になっております。

そこで、詳しくは規約がそろう3月での具体的な議論をしたいと思いますけれども、それに備えて町長の方に、これらの制度のスタートに当たって、今の当町の高齢者が置かれている現況を

しっかりと把握できる資料を提出して、3月の規約を提案する時点では、提出していただきたいということと、さらには、それらの当町におけるその現状から出てくる住民要求を、どうやってその広域議会にしっかりと反映させていくか。

その手段や方法についても、提案をいただきたいということと、そして中で議論されたことを、どうやって情報公開していくかと。やっぱりこういうところが制度は違いましても、今の形は違っても、今の介護保険の広域連合の中で出ている矛盾ですから、これをやはりどう今度の全市町村が加盟するこれらの広域連合の議会の中で改良するかと、こういう点については、町長の方からしっかりと姿勢をもって提案していただきたいと思いますが、その点で御意見をいただきたい。

○副議長（吉元 實君） 町長、新川君。

○町長（新川 久三君） 介護保険の連合結成にあっては、規約を当町議会で議決をいただきなければならない。その際に、いろんな皆さん質問等に答え、また資料も提出しながら連合の運営の仕方とか、いろいろあとは給付の具体的な問題とか、いろんな問題出てくると思います。

そういうものを提案しながら、議案の資料として提案しながら、一応規約の提案をやってまいりたいと、このように考えておりますので、今いわゆる準備委員会の中で、まだ余り議論ができて、今来年4月1日に発足させようと、連合をですね。それで、その1年間準備をしていこうというような形で、準備委員会を今頑張っておるようでございますんで、4月1日発足となれば、3月の議会には規約の提案をしなければならない。そのときにはある程度明らかな形で、連合の運営形態がなってくると思いますので、そのときに具体的な説明をしたいと思います。

○副議長（吉元 實君） 辻上君。

○議員（20番 辻上 浩君） 保険料の徴収や督促、またそのさまざま相談や滞納処分と、こういう件についての事務は、町村の窓口が担うし、そこが責任もってやって行うことだと思いますので、そういう点では町長にあっては、絶対にこの町からは無保険者、保険の資格がない者はつくらせないというような、確固とした姿勢で臨んでいっていただきたいと思います。そうしてこそ、安心ある町づくりができると思いますので、町長に再度その点を要望して、質問を終わります。

○副議長（吉元 實君） 20番、辻上浩君の質問を終わります。

これで、本定例会での一般質問をすべて終わります。

○副議長（吉元 實君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さんでございました。

午後2時25分散会

